

# 作付拡大条件不利補正対策事業 担当者説明会 資料



平成22年7月14日(水) 13:30 ~  
西濃総合庁舎 2階 2-3会議室

岐阜県担い手育成総合支援協議会

# 目 次

1 . 事業実施地域協議会一覧	1
2 . 事業概要図	2
3 . 事業の骨子	3
4 . Q & A ( 3 / 3 0 版 : 未定稿 )	1 0
5 . 事業スケジュール	1 6
6 . 県担い手協議会業務方法書	1 8
7 . 県担い手協議会作付拡大推進方針	3 5
8 . 県担い手協議会作付拡大計画書	4 0
9 . 事業実施要綱	4 9
1 0 . 事業実施要領	5 3

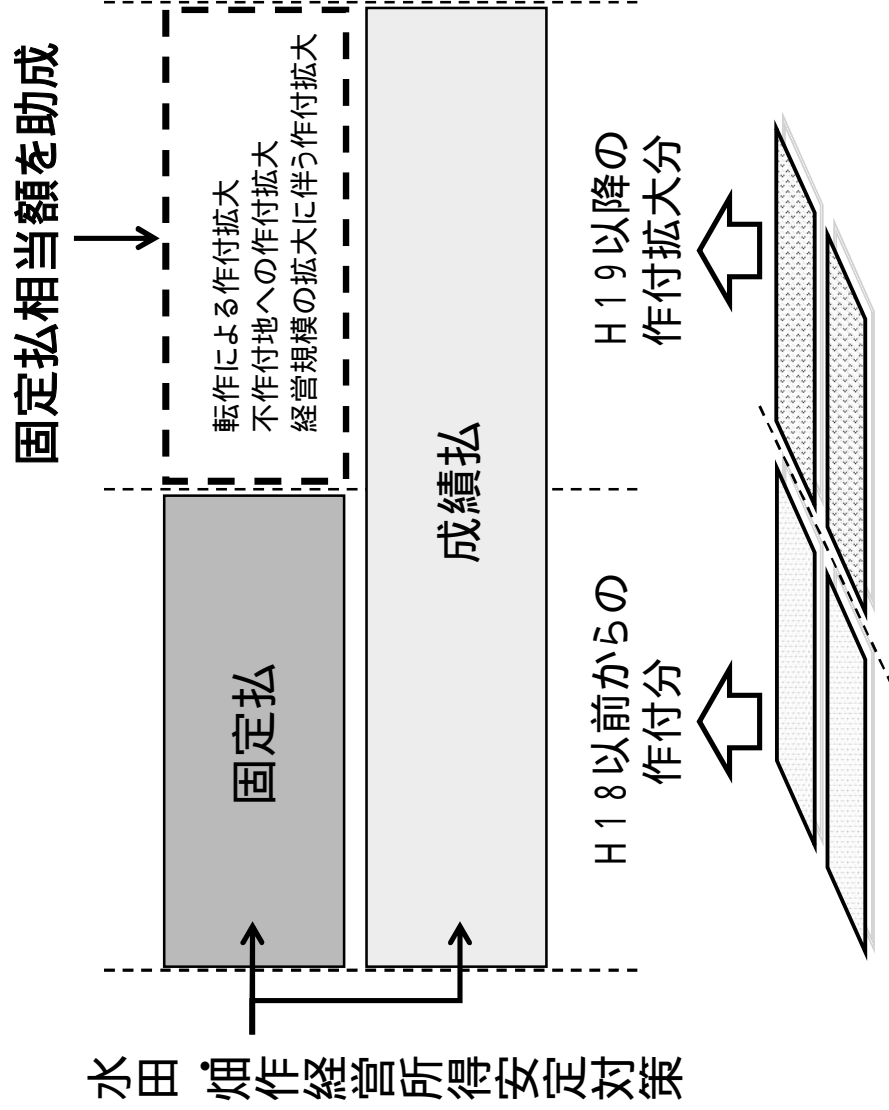
作付拡大条件不利補正対策事業 実施協議会一覧

H22.7

市町村名	協議会名	事務局	所属	職名	氏名	メールアドレス	TEL	FAX
岐阜市	岐阜市担い手育成総合支援協議会	市役所	農林政策課	副主幹	井上 実	inoue-mmm@city.gifu.gifu.jp	058-265-4141	058-263-0986
羽島市	羽島市担い手育成総合支援協議会	市役所	農政課	係長	諏訪 公彦	suwa_kimihiko@city.hashima.lg.jp	058-392-1111	058-391-0905
各務原市								
山県市								
瑞穂市	瑞穂市担い手育成総合支援協議会	市役所	商工農政課	課長補佐	白井 敬明	syoukounou@city.mizuho.lg.jp	058-327-2103	058-327-2120
本巣市	本巣市担い手育成総合支援協議会	市役所	産業経済課	課長補佐	岡崎 誠	sankei@city.motosu.lg.jp	058-323-7755	058-323-1157
北方町								
大垣市	大垣地域担い手育成総合支援協議会	市役所	農林課	主査	木田 政和	masakazu_kida@city.ogaki.lg.jp	0584-81-4111	0584-81-4899
海津市	海津市担い手育成総合支援協議会	市役所	農林振興課	主任	鈴木 教和	norikazu-suzuki@city.kaizu.lg.jp	0584-66-2405	0584-66-4140
養老町	養老町担い手育成総合支援協議会	役場	農林水産課	主事	高木 多岐彦	taki-takagi@town.yoro.gifu.jp	0584-32-1100	0584-32-2686
垂井町	不破地域水田農業推進協議会	垂井町役場	産業課 農林係	主任	米山 和成	k-yoneyama@town.tarui.lg.jp	0584-22-1151	0584-22-5180
関ヶ原町								
神戸町	神戸地域担い手育成総合支援協議会	役場	産業建設課	係長	小野 健	sangyou@town.godo.gifu.jp	0584-27-3111	0584-27-8224
輪之内町	輪之内町水田農業推進協議会	役場	産業課	係長	大橋 勝弘	sangyou@town.wanouchi.lg.jp	0584-69-3111	0584-69-3119
安八町								
揖斐川町	揖斐川地域担い手育成総合支援協議会	役場	農業委員会(農林振興課)	主事	宮脇 憲輔	k-miyawaki318@town.ibigawa.gifu.jp	0585-22-2111	0585-22-4496
大野町	大野町地域担い手育成総合支援協議会	役場	産業経済課	主任	小森 裕文	sankei@town-ono.jp	0585-34-1111	0585-34-2110
池田町	池田町地域担い手育成総合支援協議会	役場	産業課	主査	坪井 正博	t-masahiro@town.gifu-ikeda.lg.jp	0585-45-3111	0585-45-8314
美濃加茂市								
可児市	可児市担い手育成総合支援協議会	市役所	農林課	主査	前田 博之	hr-maeda@city.kani.lg.jp	0574-62-1111	0574-63-4754
坂祝町								
富加町	富加町地域担い手育成総合支援協議会	役場	産業建設課	主任	河野 達也	norinshoko-g@town.tomika.lg.jp	0574-54-2113	0574-54-2461
川辺町								
七宗町								
八百津町								
白川町	白川町地域担い手育成総合支援協議会	役場	農林商工課	農務グループ長	藤井 寿弘	fujii-kazuhiro@town.shirakawa.lg.jp	0574-72-1311	0574-72-1317
東白川村								
御嵩町								
郡上市	郡上地域担い手育成総合支援協議会	市役所	農務水産課	主任	藤井 眞	m.fujii@city.gujo.gifu.jp	0575-67-1835	0575-66-0157
関市	関市担い手育成総合支援協議会	市役所	農務課	課長補佐	波多野 一人	hatano-kazuhiro@city.seki.lg.jp	0575-22-3131	0575-23-7741
美濃市								
多治見市								
瑞浪市								
土岐市								
中津川市	東美濃担い手育成総合支援協議会	JAひがしみの	営農企画課	課長	後藤 芳弘	ninaite@ja-higashimino.gjadc.jp	0573-78-0137	0573-68-2819
恵那市								
高山市								
飛騨市	飛騨市担い手育成総合支援協議会	市役所	農林課	課長補佐	野村 久徳	nomura-hisanori@city.hida.gifu.jp	0577-73-7466	0577-73-0071
白川村	白川村担い手育成総合支援協議会	役場	産業課	係長	鈴口 雅彦	suzuguchi-masahiko@vill.shirakawa.lg.jp	0576-96-1311	0576-96-1709
下呂市								
県 計	21							

# 作付拡大条件不利補正対策事業

水田・畑作経営所得安定対策の固定払（過去の生産実績に基づく支払）の助成対象とならない19年産以降の麦・大豆等の作付拡大面積に応じて、固定払相当額を助成



【助成単価】

作物	助成単価 (10a当たり)
小麦	27,600円
二条大麦	20,900円
六条大麦	18,200円
はだか麦	23,600円
大豆	20,200円
てんさい	27,600円
でん粉原料用ばれいしよ	27,600円

## 作付拡大条件不利補正対策事業の骨子

### 1 助成対象者

次の から の要件をすべて満たす者

水田経営所得安定対策の加入者

助成対象となる作付拡大を行う者

4 の取組（播種前契約の締結等、低コスト生産、捨て作り防止）を実施する者

### 2 助成対象作物

- ・ 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- ・ 大豆

### 3 助成対象となる作付拡大の取組等

#### （ 1 ）助成対象となる作付拡大の取組

- ・ 不作付地（調整水田・保全管理水田、不作付畑、耕作放棄からの復帰水田・畑）への作付拡大の取組
- ・ 生産調整の強化に伴う作付拡大の取組
- ・ 経営面積（含水田裏作での作付拡大）の拡大に伴う作付拡大の取組
- ・ H 2 2 年産以降に農外から新規参入した者の取組
- ・ その他地方農政局長が特に認める場合等（担い手経営革新促進事業の特認及び水田等有効活用促進交付金の作付転換の特認を継承）

特認の例

「災害で過去実績がない場合」、「土地改良事業の実施により過去実績がない場合」、「その他（やむを得ない事情による種子用 一般食用への転換等）」

#### （ 2 ）助成対象面積

- ・ 助成対象面積は、助成対象作物の平成 2 2 年産作付面積から平成 1 8 年産作付面積を除いたものとし、その算出に当たっては、次の から までの面積の合計値を用いることを基本とする。
  - 2 1 年度の担い手経営革新促進事業の助成対象面積
  - 2 1 年度の水田等有効活用促進対策事業の助成対象面積
  - 2 1 年産から 2 2 年産までの作付拡大面積（減少の場合はマイナス）ただし、主食用米及び緑肥作物・景観形成作物以外の作物からの転換分は、原則として含まないものとする。

#### 4 助成に当たって取り組むべき内容（別紙 1）

##### （1）実需者との播種前契約等があること（別紙 1・1）

- ・播種前契約等で実需者と結びつき需要に応じた生産を行っていること

##### （2）低コスト生産を行うこと（別紙 1・2）

- ・低コスト化や高品質化に向けた技術を導入していること
- ・作物毎に国が定める技術のうち、2 技術以上を導入すること

##### （3）捨て作りを行わないこと（別紙 1・3）

- ・地域の共済単収等と比較し一定基準に達しない場合には、その理由を精査し必要な指導を行う。
- ・農業者毎の単収は出荷数量から算出することを原則とするが、収穫時期が冬期になる大豆については、共同乾燥施設等の荷受数量から単収を算出する方法も可とする方向。
- ・合理的な理由なく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としない。

#### 5 助成単価

・小麦	27,600 円 / 10 a
・二条大麦	20,900 円 / 10 a
・六条大麦	18,200 円 / 10 a
・はだか麦	23,600 円 / 10 a
・大豆	20,200 円 / 10 a

#### 6 事業の実施手続き

##### （1）都道府県推進方針の作成

- ・都道府県協議会は、導入を推進する技術等をまとめた作付拡大に向けての推進方針（実施要領「別記様式第 8 号添付書類」）を作成。

##### （2）作付拡大計画書の作成

- ・都道府県協議会は、作付拡大に際しての推進課題、拡大見込み面積等をまとめた都道府県作付拡大計画書（実施要領「別記様式第 9 号添付書類（都道府県協議会用）」）を作成。
- ・地域協議会は、作付拡大に際しての推進課題、導入を推進する技術、団地化や担い手への土地利用集積の取組方針、拡大見込み面積等をまとめた地域作付拡大計画書（実施要領「別記様式第 10 号添付書類（市町村協議会用）」）を作成。

##### （3）作付拡大営農計画書の作成

- ・農業者は、作付を拡大する面積、導入する技術等をまとめた作付拡大

営農計画書（実施要領「参考様式（農業者用）」）を作成。

作付拡大営農計画書の様式は、平成21年度の「水田等有効活用促進対策事業」の様式をベースに、必要な情報を入力すると自動計算されるExcelシートで提供

(4) 都道府県毎の割当、地域協議会・農業者への交付

- ・国は、都道府県計画書に記載された拡大面積（計画値）を精査し、拡大面積（計画値）×単価分の所要額を勘案し各都道府県協議会に割当。
- ・各都道府県協議会から地域協議会へは、農業者毎の拡大面積（実績）に応じて交付。
- ・地域協議会から農業者への交付時期は、平成22年12月～平成23年3月。

7 事業実施主体

(1) 都道府県協議会

都道府県段階の事業実施主体は、岐阜県担い手育成総合支援協議会とする。

(2) 地域協議会

具体的には、国が定める一定の要件を満たした地域協議会とし、地域段階の判断により水田協議会、担い手協議会等の中から事業実施主体を定める。

(3) 国が定める一定の要件（地域協議会）

- ・代表者が定められていること
- ・構成員に市町村の区域をその区域とする農業者団体及び市町村が含まれていること
- ・組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約並びにその他の規定があること
- ・事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること

8 その他

・作付拡大条件不利補正交付金の使途

作付拡大条件不利補正交付金は、本事業を実施するために必要となる推進事務費（旅費、人件費、消耗品費、通信運搬費、会議開催費、損借料、役務費、振込手数料、委託費、一般管理費）並びに本交付金の助成対象者に対する固定払相当分の交付金として使用できるものとする。

## 助成に当たって取り組むべき内容

### 1 播種前契約の締結等

- ・需要に応じた生産を促進する観点から、実需者との播種前契約を締結等していること。  
詳細は別紙1・1参照。

### 2 低コスト化の取組

- ・生産性の向上、品質の向上を推進し、担い手の育成に資するとの観点から、低コスト化や、高品質化に向けた技術導入に取り組んでいること。
- ・作物毎に国が定める技術のうち、2技術以上を導入すること。技術内容の詳細は別紙1・2参照

### 3 捨て作りの防止

- ・地域の平均単収と比較し一定基準に達しない場合には、その理由を精査し必要な指導を行う。
- ・合理的な理由なく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としない。  
詳細は別紙1・3参照。

### 4 その他

- ・対象者は、上記要件に加え、水田経営所得安定対策の加入者であること。

【表 助成に当たって取り組むべき内容について】

作物	播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
麦・大豆		3ポイント (畑は4ポイント)	



## 実需者との播種前契約等の内容について

需要要件の播種前契約の締結等の詳細については、次のとおりとする。

作物	内 容
麦	<p>民間流通麦促進対策実施要領（平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号食糧長官通知）に基づく契約を締結していること。</p> <p>〔契約の内容〕</p> <p>契約の当事者</p> <p>売り手：生産者団体（販売受託者である全農、全集連、都道府県経済連又は全農県本部及び都道府県集連の代表者）</p> <p>買い手：民間業者（直接需要者及び直接需要者を構成員とする団体の代表者）</p> <p>契約の基本事項</p> <p>産地別銘柄、数量、作付予定面積、荷姿（包装形態）、価格、受渡条件、品質取引の有無、価格条件（等級、包装代金等）、運賃、代金決済の方法、違約条項、受渡期限内の購入計画</p> <p>生産者は販売受託者（生産者から民間流通麦の販売の委託を受ける者。売り手である生産者団体のこと）と出荷契約を取り交わす。</p>
大豆	<p>国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 6009 号農林水産省生産局長通知）第 4 第 3 項に基づく契約等を締結していること。</p> <p>〔契約の内容〕</p> <p>契約の当事者</p> <p>売り手（生産者団体）と買い手（民間団体）</p> <p>売り手（生産者）と買い手（民間業者）</p> <p>契約の基本事項</p> <p>銘柄、面積、単収、契約予定数量、代金決済条件</p> <p>銘柄、面積、単収、契約予定数量、代金決済条件、販売単価</p> <p>の場合、生産者は販売受託者と出荷契約を取り交わす。</p>

## 低コスト化に向けた取組内容について

### 1 基本的考え方

- ・低コスト化、高品質化の観点から、地域の課題解決に向けた技術導入に取り組むものとする。
- ・技術内容については、国においてメニューを提示し(別添)、その中から地域の課題に即したものを選択して導入する方式とする。

### 2 技術メニューの選択

- ・国は、提示する技術メニュー毎に予めポイントを付しておき、地域は、実態に即して各作物ごとに合計3ポイントor4ポイント以上になるよう導入する技術を選択する。
  - ・メニュー毎のポイントは1ポイント又は2ポイント。国として特に普及を進めたいメニューは2ポイントに設定。
  - ・合計3ポイント以上を基本とし、畑地への作付拡大助成については4ポイント以上とする。
- ・都道府県設定技術
  - 国が示す技術メニューに加え、低コスト化、高品質化の観点から、リストと同水準にある技術について都道府県において設定することができる。

### 3 技術導入の確認方法

- ・技術導入の取組は、作業日誌による確認、現地確認等の方法により地域協議会が確認する。

### 4 技術導入の目標及び成果

- ・県協議会は、都道府県推進方針において技術導入等に関する取組方向を取りまとめる。(県として重点的に取り組む技術、地域設定技術、地域で推進する輪作体系等を設定する。)
- ・地域協議会は、地域作付拡大計画書等に単収や品質、団地化、集積等に関する目標、推進方針を盛り込む。(水田ビジョンを作成していない畑作地域においては、麦・大豆の産地強化計画に盛り込むことも可)
- ・作成にあたっては、既存の品目別の産地協議会と連携しつつ、各種方針・計画との整合性を図るものとする。
- ・技術導入の結果を地域協議会で取りまとめ、県協議会と連携して分析を進め、今後の取組に反映させることとする。

## 捨て作り防止のための取組内容について

捨て作り防止の観点から、単収に関する基準を設定し、基準に達しなかった場合には、地域協議会長がその理由を精査し、基準達成に向けて必要な指導を行うこととする。この場合、低コスト生産技術の導入初期段階の収量低下、災害による収量低下等の合理的な理由もなく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としないものとする。

単収の具体的な基準及び単収・品質の確認資料については、下表のとおりとする。

【表 捨て作り防止要件と確認方法等】

作物	要件	確認方法等
麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>種ごとに、10a当たり生産量が、地域の当年産の単収の概ね8割以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の当年産単収」とは、共済単収とする。</li> <li>出荷伝票、農産物検査結果通知書等の単収を確認できる書類。</li> </ul> <p>共済単収以外の単収を用いる場合には、地域協議会で設定する（地域作付拡大計画書に基準とする単収を位置付ける）。</p>
大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>10a当たり生産量が、地域の当年産の単収の概ね8割以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の当年産単収」とは、共済単収とする。</li> <li>出荷伝票、農産物検査結果通知書等の単収を確認できる書類。</li> </ul> <p>共済単収以外のデータを用いて基準を設定する場合は麦に同じ。</p>

基準単収（統計単収から共済単収に変更する理由）

作付拡大条件不利補正交付金は基金造成事業でないこと、年度内執行を行う必要があることから、原則として、共済単収を基準単収とする。

## 作付拡大条件不利補正対策事業のQ & A（3/30版：未定稿）

### 【事業実施主体等】

Q 1 事業実施期間は

A 1 平成22年度のみ単年度事業になる。

Q 2 事業実施主体について

A 2 国が定める一定の要件を満たした都道府県協議会とする。

Q 3 事業実施主体の要件について

A 3 事業実施主体の要件は次のとおりとし、担い手経営革新促進事業と水田等有効活用促進対策事業を統合した事業であることから、既存の水田協議会や担い手協議会が事業実施主体になることを想定している。

（1）代表者が定められていること。

（2）構成員に農業者団体及び市町村が含まれていること（ただし、農林水産省生産局長が特に認める場合はこの限りではない。）。

（3）組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。

（4）事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

Q 4 事業実施主体の決定方法と決定する際の基準について

A 4 本交付金は、担い手経営革新促進事業と水田等有効活用促進対策事業を統合した事業であることから、これまでの都道府県段階・地域段階の取組状況を鑑み、各都道府県及び市町村が中心となって関係機関・団体と協議のうえ、本交付金を適正に執行可能と判断される都道府県段階及び地域段階のそれぞれ同一の地域から1協議会を決定することとする。

Q 5 事業実施主体が都道府県担い手協議会であっても、地域段階の事務を水田協議会で実施できるか。

A 5 都道府県段階と地域段階の協議会については、要件を満たしていれば事業に取り組むことができることとし、それ以上の制約はない。なお、事業実施前に

担当窓口の確認するなど情報の伝達等が円滑に進められるよう配慮いただきたい。

Q 6 事業実施主体の承認の手続きについて

A 6 都道府県協議会は国の間で事業実施主体の承認手続きを行うこととする。  
(また、地域段階の事務を担う地域協議会については、県協議会との間で承認  
手続きを行うこととなる。)

#### 【交付金の流れ】

Q 7 農業者までの交付金の流れについて

A 7 以下のとおり水田等有効活用促進対策事業と同様になる。  
国 都道府県協議会 地域協議会 農業者

Q 8 都道府県段階の事業実施主体から農業者へ交付することは可能か

A 8 低コスト化への取組や捨て作り防止など助成要件の確認事務と一体的に事務  
処理を行うのが効率的であることから地域協議会から農業者に交付する仕組み  
とする。

Q 9 本事業は基金方式事業になるのか

A 9 基金方式ではなく、間接補助事業になる。

#### 【助成対象作物】

Q 10 助成の対象となる作物は何か

A 10 水田・畑作経営所得安定対策の特定対象農産物(麦、大豆、てん菜、でん粉  
原料用ばれいしょの4作物)が対象となる。ビール麦、黒大豆、地大豆及び種  
子麦・大豆は助成対象とならない。

#### 【助成対象者】

Q 11 作付拡大条件不利補正交付金の助成を受けられる者の要件は

A 11 作付拡大条件不利補正交付金の助成要件は次のとおり(すべてを満たしてい  
ること)

- ・水田・畑作経営所得安定対策の加入者
- ・助成対象となる作付拡大の取組を行う者
- ・播種前契約等の締結、低コスト生産の取組を行うとともに、捨て作り防止要件を満たす者

Q12 生産調整実施者の要件は外れるのか

A12 主食用米の生産数量目標を達成しなくても、助成対象となる作付拡大の取組に応じて助成することとする。

【拡大面積の考え方・確認方法等】

Q13 拡大面積の考え方について

A13 助成の対象となる作付拡大は次のとおり

生産調整の強化に伴う作付拡大

不作付地等（調整水田、自己保全管理等）への作付拡大

経営面積の拡大に伴う作付拡大

平成22年産以降農外から新規参入した者の作付

その他地方農政局長が特に認める場合等

Q14 畑での作付拡大も本事業の対象になるのか

A14 助成要件を満たしていれば助成対象になる。

Q15 不作付地等の「等」とは何か

A15 緑肥作物や景観形成作物から対象作物へ転換した場合も不作付地への作付拡大とみなすこととしている。（水田等有効活用促進対策事業と同様）

Q16 水田等有効活用促進対策事業の作付転換の特認制度は継続されるのか

A16 継続することとしている。

Q17 その他地方農政局長が特に認める場合等とは具体的に何をいうのか

A17 担い手経営革新促進事業と水田等有効活用促進対策事業の特認として認められた場合であり、具体的には「災害により、期間平均生産面積が皆無となった場合」、「土地改良事業の実施により、期間平均生産面積が皆無となった場合」、「その他（やむを得ない事情による種子用 一般食用への転換等）」をいう。

Q18 助成面積の算出方法は

A18 助成対象作物の当該年産の作付面積の合計から平成18年産の作付面積の合計を減じた面積とし、その算出に当たっては、次のアからウまでの面積の合計値を用いることを基本とする。(ただし、主食用米及び緑肥作物等以外の作物から、対象作物への作付転換は含まない。)

ア 担い手経営革新促進事業のうち特定対象農産物の生産支援事業の平成21年産に係る助成対象面積

イ 水田等有効活用促進対策事業の固定払相当助成に係る助成対象面積

ウ 平成21年産から平成22年産にかけての対象作物の作付拡大(作付減少)面積(平成21年産と比べて平成22年産の作付面積が減少する場合にはマイナスの値とする。)

Q19 作付面積の確認は、農業共済加入引受面積等書類での確認でよいか

A19 原則、作付面積が確認できる書類による確認とする。また、農業共済に加入していない場合等、書類での確認ができない場合には、現地確認により作付面積を確認することになる。なお、水田における対象作物の作付面積については、水田利活用自給力向上事業の確認結果を用いることにより確認事務の簡素化を図っていただきたい。

Q20 担い手経営革新促進事業及び水田等有効活用促進対策事業では、経営面積が拡大した場合には、農地の出し手が保有する期間平均生産面積を受け手に移動させることを要件としていたが、この期間平均生産面積の移動ルール等については継続されるのか

A20 期間平均生産面積の移動ルール等については継続することとしている。なお、期間平均面積の移動については、地域協議会が地方農政事務所に照会することにより移動の有無等を確認することとしている。地方農政事務所は、地域協議会から照会があった場合には、水田・畑作経営所得安定対策加入者等に係る情報について回答するものとする。

#### 【助成要件等】

Q21 助成対象作物ごとの助成要件について

A21 次のとおり

- ・麦、大豆：水田等有効活用促進対策事業と同様

・てん菜、でん粉原料用ばれいしょ：担い手経営革新促進事業と同様

Q22 麦・大豆の技術導入要件は継続するのか

A22 低コスト・高品質化の取組は今後も必要であることから継続する。

Q23 捨て作り防止要件の確認で使用する地域の当年産単収は、「共済単収とする」とあるが「地域」とは、県単位なのか、それとも共済組合単位なのか。

A23 共済組合単位の単収とする。なお、共済組合単位の単収以外の単収を使用した場合には、地域協議会が作成する地域協議会作付拡大計画に位置付けていただくことになる。

#### 【事業実施計画等】

Q24 都道府県協議会及び地域協議会が作成する事業実施計画について

A24 事業実施主体が作成する事業実施計画は次のとおり（内容は水田等有効活用促進対策事業の事業実施計画書をベースとしたもの）

都道府県協議会：都道府県作付拡大推進方針、都道府県作付拡大計画書

地域協議会：地域作付拡大計画書

Q25 農業者が作成する作付拡大営農計画書について

A25 水田等有効活用促進対策事業の作付拡大営農計画書（様式第6号）の固定払相当部分の様式をベースに簡素化を図ったところ。

Q26 作付拡大営農計画書を地域協議会に提出する期限について

A26 都道府県協議会が業務方法書に定める日とする。

Q27 作付拡大営農計画書は交付申請書も兼ねるのか

A27 そのとおり。産地確立交付金・水田等有効活用促進対策事業と同様に農業者が事業実施主体に提出する書類は1回のみとする方向、ただし、作業日誌等助成要件を確認するための書類は別途提出することになる。

Q28 農業者への交付金の交付時期について

A28 12月～3月の見込み（単年度事業で基金方式ではないので交付時期が平成23年4月以降になることは無いものとする）



Q29 麦・大豆の捨て作りの防止要件の確認する当該年度の単収は、農林水産省統計部が発表する市町村単収となっており、発表時期が遅いため（麦3月、大豆4月）年度内交付できないのではないかと

A29 年度内交付を行うため地域協議会の事業実施計画に基準とする単収を原則として共済単収（組合単位）とし、共済単収以外の単収を使用する場合には、地域協議会が作成する事業実施計画に位置づけることとする。

Q30 捨て作りの防止要件における22年産大豆の単収を算出するための生産量は何を使用するのか。農産物検査法に基づく農産物検査を受検した大豆の数量になるのか。

A30 22年産大豆の単収を算出するために使用する生産量については、荷受数量を用いて算出できるものとする。なお、この場合には次の式により単収を算出することとする。

$$\text{単収(kg/10a)} = \left[ \text{荷受数量(kg)} \times \frac{(100 - (\text{荷受水分} - 15\%))}{100} \right] \div \text{作付面積}$$

荷受水分が15%以下の場合には、「単収 = 荷受数量 ÷ 作付面積」により算出すること。

#### 【推進事務費】

Q31 作付拡大条件不利補正交付金の推進事務費は措置されているのか。

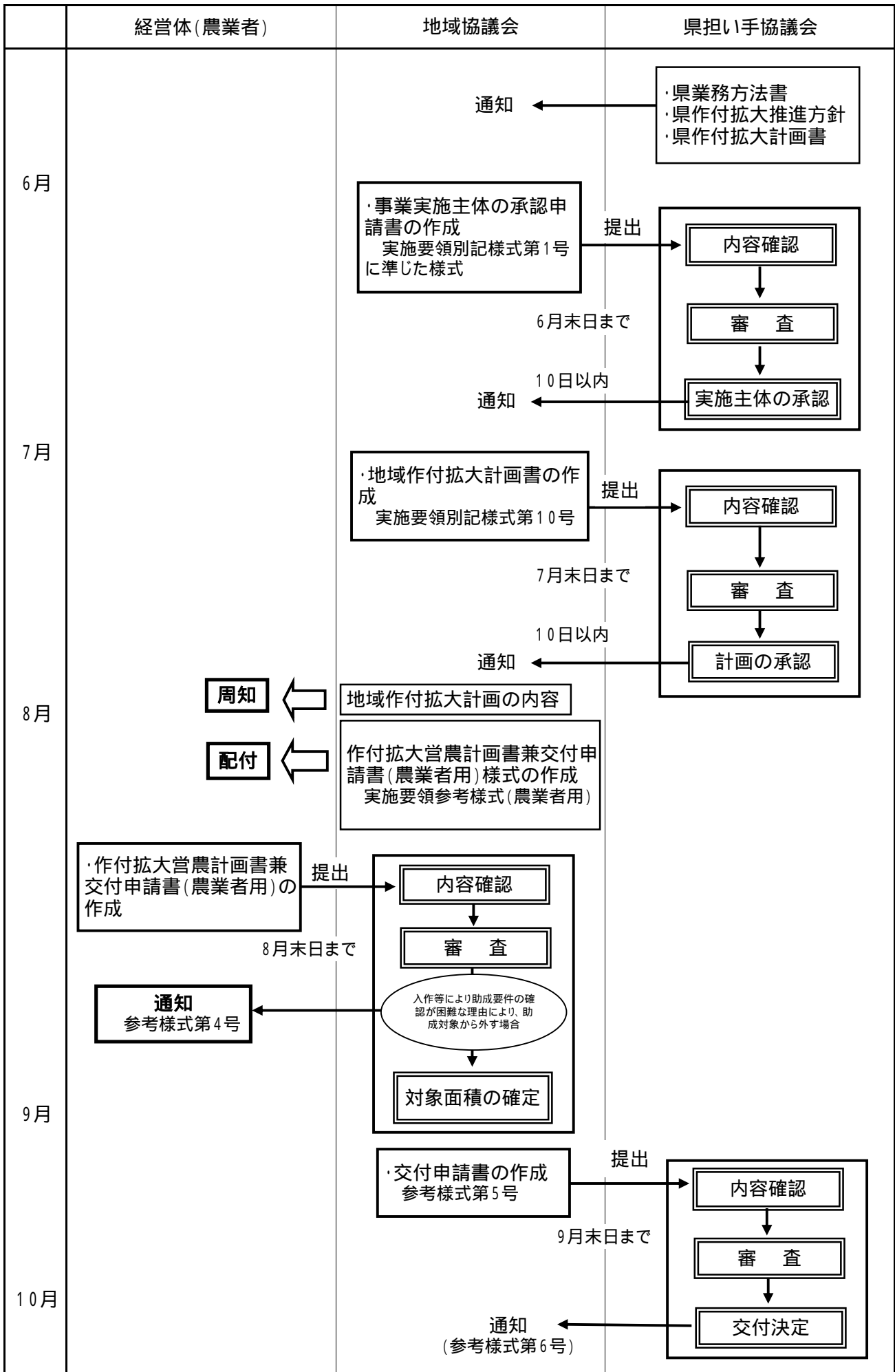
A31 交付金の概算決定額145億の内数として措置している。

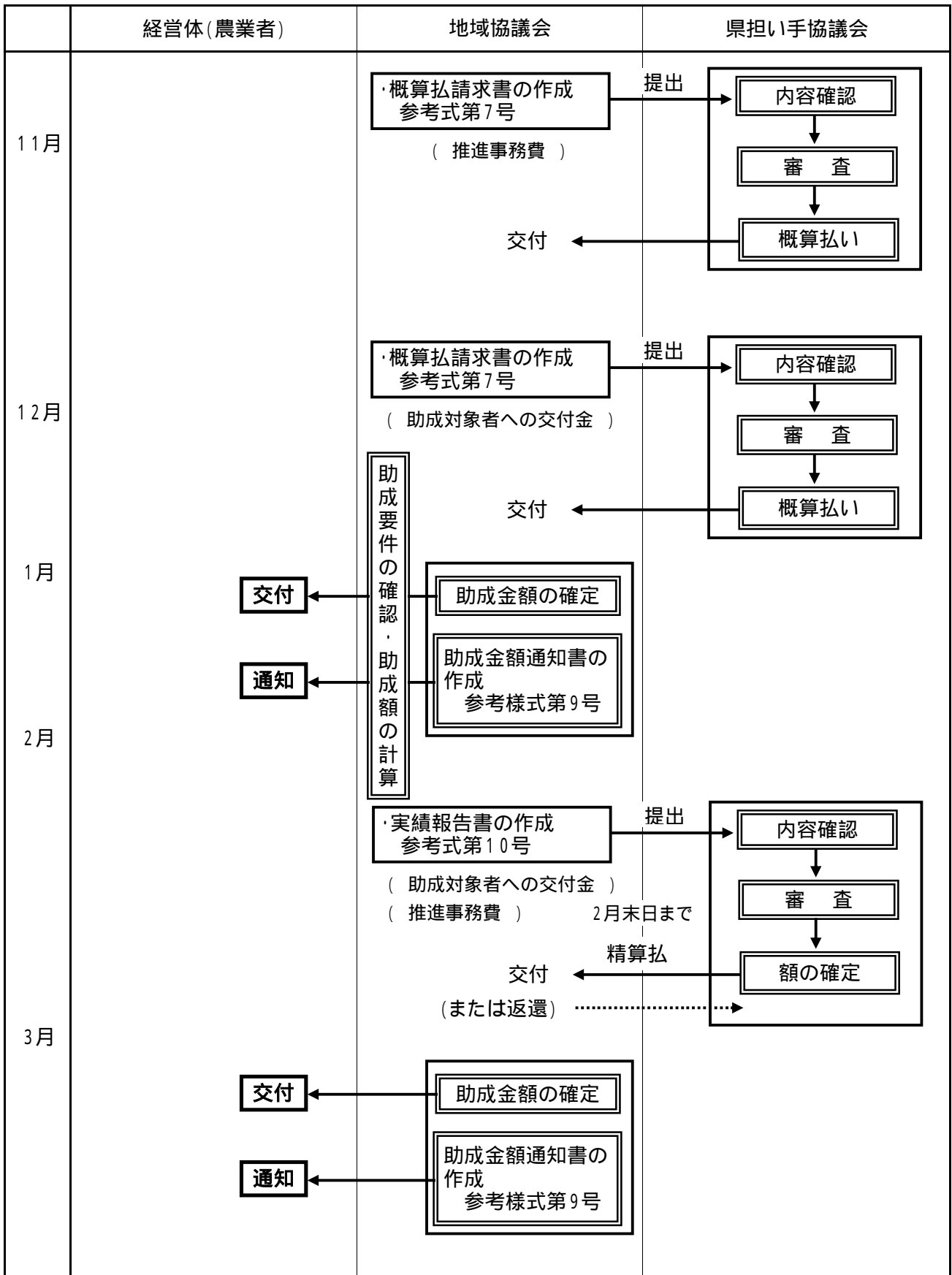
#### 【交付金の使途】

Q32 交付金の使途について

A32 本事業を実施するために必要となる推進事務費（旅費、人件費、消耗品費、通信運搬費、会議開催費、損借料、雑役務費、振込手数料、委託費、一般管理費）並びに本交付金の助成対象者に対する固定払相当分の交付金として使用できるものとする。

# 「作付条件不利補正対策事業」スケジュール





# 岐阜県担い手育成総合支援協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、岐阜県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）が行う作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成21年4月1日付け21生産第10516号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、作付拡大条件不利補正対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な資金（以下「資金」という。）を安全に管理しつつ、地域協議会（実施要綱第2の2に定める地域協議会）をいう。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正に、適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う県内の地域協議会に対し、本事業にかかる助成金を交付するものとする。

## 第2章 資金の管理

### (資金の管理)

第3条 県協議会は、本事業に係る資金については、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 県協議会は、本事業に係る助成金の交付は、前項の勘定から行われなければならない。また、これらの勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。

3 県協議会は、本事業について、地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。

4 県協議会は、第1項の資金を岐阜県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

### 第3章 作付拡大条件不利補正対策事業の実施

#### (地域協議会の承認等)

第4条 地域協議会は、実施要綱第3の取組を行おうとするときは、次に掲げる運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、地域協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して実施要綱第3に定める事業を行おうとする場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、協議会の事業計画を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 運営規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- 2 地域協議会は、実施要領別記様式第1号に準じた様式により、6月末日までに県協議会に会員名簿、協議会規約・規定及び事業計画等を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 県協議会は、2の申請の内容を審査し、実施要領第3の1の要件を満たすと認める場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、地域協議会に通知しなければならない。
- 4 地域協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 5 地域協議会は、1のアの運営規約を変更するときは、参考様式第1号により県協議会に変更の承認の申請をしなければならない。
- 6 地域協議会は、1のイからカまでの規程を変更したときは、参考様式第2号により速やかに県協議会に届け出なければならない。
- 7 県協議会は、地域協議会が実施要領第3の1の要件を欠いたと認めた場合又は実施要綱第3に定める取組の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかったと認めた場合であって、3の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ東海農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、3の承認を取り消したときは、その理由を地域協議会に通知しなければならない。

#### (県作付拡大推進方針)

第5条 県協議会は、実施要領第8の1に定めるところにより県作付拡大推進方針を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会に参考様式第3号により通知するものとする。

### ( 県作付拡大計画書 )

第 6 条 県協議会長は、実施要領第 8 の 2 に定めるところにより県作付拡大計画書を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会の長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に参考様式第 3 号により通知するものとする。

### ( 地域作付拡大計画書 )

第 7 条 地域協議会の長は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領別記様式第 10 号により地域作付拡大計画書を作成し、7 月末日までに県協議会長に提出しなければならない。

2 県協議会長は、前項の地域作付拡大計画書の提出を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第 6 条の県作付拡大計画書に照らして適当である場合は、これを承認するものとする。

3 地域作付拡大計画書について県協議会の承認を得た地域協議会は、速やかに本事業の助成の対象となり得る者に地域作付拡大計画の内容を周知するものとする。

4 地域作付拡大計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更があった場合は、1 の規程による手続に準じて行うものとする。

( 1 ) 事業の中止又は廃止

( 2 ) 地域協議会の変更

( 3 ) 事業費の 3 割を超える増減

### ( 作付拡大営農計画書 )

第 8 条 地域協議会は、実施要領参考様式を参考に作付拡大営農計画書の様式を作成し、本事業の助成の対象となり得る者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から当該助成金を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、8 月末日までにその提出を受けるものとする。

2 地域協議会は、前項の作付拡大営農計画書の提出を受けるに当たっては、作付拡大営農計画書の提出者に対して、前項の助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。

3 地域協議会は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から作付拡大営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該作付拡大営農計画書に記載された取組の全部又は一部を助成対象から外した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を参考様式第 4 号により通知するものとする。

4 地域協議会は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その

者に通知が到達した日から地域協議会の長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けけるものとする。

- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合については、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

### (助成金の申請・請求及び支払)

第9条 地域協議会は、本事業の実施に必要な経費について、参考様式第5号により9月末日までに県協議会に交付を申請するものとする。

- 2 県協議会は、地域協議会より、本事業の交付申請があった場合には、申請内容について審査し、交付決定した場合において、参考様式第6号により、地域協議会に通知するものとする。

- 3 地域協議会は、前項の経費について、参考様式第7号により、事業が完了する以前に概算払を請求することができるものとする。

- 4 県協議会は、地域協議会から、1及び2の交付申請及び概算払請求があり、その内容が適正であると認められた場合には第3条第1項の勘定から、参考様式第8号により、速やかに概算金額を地域協議会に交付するものとする。

- 5 地域協議会は、1の申請書を提出するに当たって、実施要綱第3の事業について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合に当たっては、この限りではない。

### (助成金の支払)

第10条 地域協議会は、第8条に基づき提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組が実施要綱及び実施要領に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、作付拡大営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす作付拡大営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、当該作付拡大営農計画書の提出者に交付額を参考様式第9号により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、県協議会から第9条第3項により交付された本事業に係る助成金があるときは、地域協議会は、当該助成金が交付されてから遅滞なく作付拡大営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。
- 3 第1項の助成額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。
- 4 地域協議会は、第1項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった作付拡大営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に助成金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

#### （助成金の返納）

- 第11条 本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。
- 2 前項の返納があった場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部を県協議会に返納しなければならない。
  - 3 県協議会は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会に送付しなければならない。
  - 4 前項の助成金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。

#### （事業の中止又は廃止）

- 第12条 地域協議会は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

## 第4章 報 告

#### （事業実施状況の報告）

- 第13条 県協議会は、必要に応じて、地域協議会より本事業の実施状況の報告を求



めることができるものとする。

#### (事業実績の報告及び精算払い)

- 第14条 地域協議会は、事業が完了した日から30日以内または平成23年2月末日のいずれか早い期日までに県協議会に対して、参考様式第10号により、事業の実績を報告し、助成金の精算及び請求するものとする。
- 2 県協議会は、事業実績報告書及び助成金請求書を受けたときは、その内容について、確認を行うとともに、地域協議会に対して、参考様式第11号により、助成金の額の確定を通知するとともに、必要に応じて精算払いを行い、又は助成金の返還を求めるものとする。
- 3 第9条第5項のただし書きにより交付の申請をした地域協議会は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 4 県協議会は、事業の実施状況について、地域協議会からの報告を取りまとめ、平成23年3月末日までに実施要領別記様式第12号により、地方農政局長等に報告するものとする。

### 第5章 雑 則

#### (事業期間)

- 第15条 本対策の事業期間は、交付決定日から平成23年3月31日までとする。

#### (帳簿の備付け等)

- 第16条 地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 2 県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対し、助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

#### (その他)

- 第17条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

岐阜県担い手育成総合支援協議会  
会 長 今 井 良 博 殿

住 所  
地 域 協 議 会  
会 長 【印】

地 域 協 議 会 規 約 変 更 承 認 申 請 書

地 域 協 議 会 規 約 を 下 記 に よ り 変 更 し た い の で、 作 付 拡 大 条 件 不 利 補 正 対 策 事 業 業 務 方 法 書 第 4 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、 関 係 書 類 を 添 へ て 承 認 を 申 請 す る。

記

- 1 地 域 協 議 会 規 約 を 変 更 す る 理 由
- 2 変 更 箇 所  
別 紙 「 新 旧 対 照 表 」 の と お り

- 添 付 書 類
- 1 変 更 後 の 地 域 協 議 会 規 約 案
  - 2 規 約 の 変 更 を 議 決 し た 総 会 の 議 事 録 の 写 し

岐阜県担い手育成総合支援協議会  
会 長 今 井 良 博 殿

住 所  
地 域 協 議 会  
会 長 【印】

地 域 協 議 会 規 程 変 更 届 出 書

地 域 協 議 会 規 程 を 下 記 に よ り 変 更 し た の で 、 作 付 拡 大 条 件 不 利 補 正 対 策 事 業 業 務 方 法 書 第 4 条 第 6 項 に 基 づ き 、 関 係 書 類 を 添 えて 届 出 す る 。

記

- 1 変更した規程の名称  
地 域 協 議 会 規 程  
地 域 協 議 会 規 程
- 2 変更箇所  
別紙「新旧対照表」のとおり

- 添付書類
- 1 変更後の 地 域 協 議 会 規 程
  - 2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

番 号  
年 月 日

地域 協議会長 殿  
(会長が定まっていない場合には、市町村長等)

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シタタケ庁舎  
岐阜県担い手育成総合支援協議会  
会 長 今 井 良 博 【印】

平成22年度岐阜県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）について

平成22年度岐阜県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）を策定したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第5条（又は第6条）の規定に基づき通知する。

（注）東海農政局長に提出した岐阜県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）を添付すること。

番 号  
年 月 日

殿

住 所  
地 域 協 議 会  
会 長 【印】

作付拡大営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成22年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第8条第3項の規定に基づき通知する。

なお、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第8条第4項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接（事務所の所在地）に出頭の上、申し立てられたい。

記

- 1 決定の内容  
の除外  
××の除外

- 2 理由

により助成要件の確認を行うことが不可能であると判断したため。

番 号  
年 月 日

岐阜県担い手育成総合支援協議  
会 長 今 井 良 博 殿

住 所  
地 域 協 議 会  
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の交付申請について

平成22年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第1項の規定により 円の交付を申請をする。

(注)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記1より、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画内容のとおり事業をしたいので」を「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

番 号  
年 月 日

地域 協議会長 殿

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シツタツク庁舎  
岐阜県担い手育成総合支援協議会  
会 長 今 井 良 博 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の交付決定通知について

平成22年 月 日 第 号で申請のあった交付申請について、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

記

交付決定額： 円

番 号  
年 月 日

岐阜県担い手育成総合支援協議  
会 長 今 井 良 博 殿

住 所  
地 域 協 議 会  
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金の概算払い請求について

平成22年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、概算  
払いの請求をしたいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第3項の規定に  
基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

請求額： 円

(注) 請求額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

## 2 振込先

(注) 複数回に分けて請求する場合で、2回目以降の請求にあっては、「交付されたく」を  
「追加交付されたく」と置き換える。



番 号  
年 月 日

地域 協議会長 殿

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シタタケ庁舎  
岐阜県担い手育成総合支援協議会  
会 長 今 井 良 博 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額について

平成22年 月 日付け 第 号で請求のあった作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第4項に基づき通知する。

記

(単位：円)

1 固定払相当

		交 付 額	
		うち国費	
既 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	
今 回 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	

(単位：円)

2 推進事務費

		交 付 額	
		うち国費	
既交付額			
今回交付額			

殿

住 所

地域 協議会  
会長

【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額の通知について

平成 年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書兼交付金申請の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので通知する。

- 1 なお、作付拡大営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。

記

(単位：円)

		員数	単価	交付額		備 考
					うち国費	
交 付 額	内 訳	小麦				
		二条大麦				
		六条大麦				
		はだか麦				
		大豆				
合計						

(注)

- 1．助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き(上段に修正前をカッコ書き、下段に修正後)するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその修正の内容を別葉に記載して添付すること。
- 2．単価調整を実施した場合には、その旨を備考欄に記載するか、又はその旨を別葉に記載して添付すること。
- 3．電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとする。

記入上の注意

- ・助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には「 1 」を記載すること。

番 号  
年 月 日

岐阜県担い手育成総合支援協議  
会 長 今 井 良 博 殿

住 所  
地 域 協 議 会  
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第14条第1項の規定により、下記によりその実績を報告する。  
また、併せて、精算額として 円の交付を請求する。

記

(単位：円)

1 固定払相当

		交 付 額	
		うち国費	
交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	

(単位：円)

2 推進事務費

		交 付 額	
		うち国費	

番 号  
年 月 日

地域 協議会長 殿

住 所 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シカヅカ庁舎  
岐阜県担い手育成総合支援協議会  
会 長 今 井 良 博 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった件について、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第14条第2項の規定に基づき、 円に確定したので通知する。  
なお、既に交付した補助金 円との差額については、下記により別途支出する。

記

精算額： 円

(注) 助成金の返還がある場合は、「別途支出する」を「返還を命じる」、「精算額」を「返還額」と置き換える。

## 岐阜県担い手育成総合支援協議会作付拡大推進方針

作成：平成22年6月18日

### 第1 目 的

途上国の経済発展による食料消費の増加等を背景に国際的な食料需給のひっ迫が懸念される中で、本県においても農地を有効に活用しつつ、自給率の低い麦・大豆等の需要に応じた生産拡大の取組を進めることが必要である。

このためには、本県の水田や畑を最大限有効に活用することが必要であり、生産調整の拡大や経営規模の拡大等によるこれら作物の需要に応じた生産拡大を推進し、もって食料自給率の向上に資することとする。

### 第2 需要に応じた作付拡大の推進方針

#### 1 水田等の活用状況と課題

本県の農地の利用状況については、水田では、水田本地面積に対し主食用米が59.6%、麦が7.2%、大豆が5.9%、野菜が7.6%、飼料作物が1.9%、飼料用米（わら利用を含む）が0.4%、地力増進作物が3.1%、蜜源レンゲが4.3%、保全管理等不作付地が11.0%となっている。田における耕地利用率は92.0%となっている。

また、本県の水田での作付体系は1年1作がほとんどであるが、大区画ほ場及び暗渠排水施設が整備された西濃地域を中心に2年3作体系が、中山間地域の一部において1年2作体系が実施されている状況である。

#### 2 対応方向

麦・大豆等の生産拡大のためには保全管理等不作付地の活用が重要であることから、これらの農地を中心とした生産拡大に向けた取組を推進するとともに、地域の実情に応じ、適地適作を進めるものとする。

### 第3 低コスト化・高品質化のための技術の導入について

#### 1 現状と課題

販売農家の農業所得が少ない本県の農業経営について、効率のかつ安定的な経営を確保するためには、生産物の収量増大、生産物の販売額の増大、生産に係る経費の削減、を推進する必要がある。

このうち特に については、農地の面的な集約を図ると同時に、機械の効率的な利用や合理的な労働力配分の実施を推進することにより、生産経費を削減する必要がある。

#### 2 対応方向

（労働力配分の合理化）

- ・不耕起栽培や直播栽培等、特定の作業を簡略化、省略化することにより労働時間を短縮し、面

積拡大に対応した労働力配分を実現する。

- ・耕起、播種、施肥、防除等、複数の作業を同時に行うことにより、労働時間の短縮を図る。

(土地利用の合理化)

- ・周辺の農地を集積し、面的にまとまった形で作付けを行うことで、機械の利用効率の増大、作業時間の短縮を図る。
- ・麦あと大豆の作付け等、複数作物の効率的な作付けを行うことにより、面積あたりの収益性を増大させる。
- ・作物の生育診断等による効率的な施肥や、レンゲのすき込み等による地力増大を行い、農地の適正管理を図る。

(資本装備の効率化)

- ・耕起、播種、施肥、防除といった複数の作業を同時に行うことにより、栽培面積の拡大や野菜等他の品目の生産につなげる。
- ・麦の作付けにおいて、コンバインや管理機等の機械を共有し、機械経費を削減する。
- ・作溝機や除草機等の使用により、生産物の品質向上を図る。

### 3 低コスト化・高品質化のため導入を推進する技術

(1) 本県で推進する主な輪作体系

- ・本県の気候や地形、農地の整備の状況、作物の産地の形成・生産振興を図る作物等から勘案し、本県で推進する主な輪作体系は下表のとおりとする。

(1年1作又は2作)

作物	1年目	2年目
主食用水稲	— x	
冬作転作作物	( — x )	
夏作転作作物		— x

と 又は (新規需要米(米粉用米、飼料用米等)、飼料作物(WCS、わら専用稲)を除く)の組み合わせによる

(2年3作)

作物	1年目	2年目	3年目
主食用水稲	— x		— x
冬作転作作物	( — x )		
夏作転作作物		— x	

(3年4作)

作物	1年目	2年目	3年目	4年目
主食用水稲	— x	— x		— x
冬作転作作物		— x		
夏作転作作物			— x	

注：地域の水田での作付体系について、播種期（又は移植期）は、収穫期は×で示し、「— ×」のように記述する。

・、の作物については、以下の作物を参考に、地域の実情に応じ選択し、作付するものとする。

：麦、レンゲ、なたね、飼料作物、地域振興作物等

：大豆、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、飼料作物（WCS、わら専用稲を含む）、そば、地域振興作物等

（２）本県で推進する低コスト化・高品質化の技術  
別表のとおり

第４ 作付拡大に当たっての各種施策との連携

区 分	施 策 名
1 麦の生産振興に関する施策	水田利活用自給力向上事業 水田・畑作経営所得安定対策
2 大豆の生産振興に関する施策	水田利活用自給力向上事業 水田・畑作経営所得安定対策
3 環境と調和のとれた農業生産活動の推進に関する施策	
4 担い手育成に関する施策	
5 耕作放棄地の解消対策の推進に関する施策	耕作放棄地再生利用緊急対策

別表  
対象作物：麦

区分	重点推進技術	技術名	ポイント	技術の概要
水田	麦	輪作体系の導入	2	・地域が推進する輪作体系に限る。
		団地化	2	・1の団地の場合おおむね2ha以上、2以上の団地の場合おおむね1ha以上の麦の団地化が図られること。
		土地利用集積	2	・当該農業者自らにより、作業が実施されている麦に係る水田・畑における作業面積がおおむね3ha以上であること。
		傾斜水田（圃場傾斜化技術）	2	
		FOEAS（フォアス）又は本暗渠	2	
		弾丸暗渠	1	
		明渠	1	
		土壌改良	1	
		新品種の導入	1	・新品種とは平成11年以降品種登録された麦をいう。
		不耕起播種技術	2	
		耕うん同時畝立て播種	2	
		畝立て	1	
		踏圧	1	
		高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等）	2	・土壌診断、葉色診断のいずれかによる施肥管理を行う ・土壌診断：土壌中に蓄積された肥料成分を土壌診断により予め把握し、その蓄積分を勘案して施肥設計を行うことにより、効率的な施肥を行う技術 ・葉色診断：生育途中の作物の葉色による栄養診断の結果を踏まえて、適切な追肥量等を決定する技術
		赤かび病防除	1	
		気象情報を活用した適期収穫の実施	2	
		都道府県特認技術		
		ア小明渠作溝同時浅耕播種	1	・小明渠作溝と浅溝と施肥播種を同時に行う技術
		イ耕起・施肥・播種同時作業機の導入	1	・麦、大豆の降雨回避等適正条件下での播種等同時作業による出芽安定・省力化技術
		ウ多目的管理作業機の導入	1	・稲、麦、大豆等の生産において、防除、施肥等の複数の作業を行える汎用作業機の導入技術 ・自走式の畦畔管理機の導入技術
エ汎用作業機の利用	1	・複数の作物に利用可能な収穫機の導入による低コスト化技術		
オ肥効調節型肥料の利用	1	・基肥に肥効調節型肥料を利用し、分けつ肥を省略する技術		
カ鳥獣害対策	1			
畑	麦			水田に同じ

団地化は、中山間地域にあつては、当該面積に2分の1を乗じた面積とする。



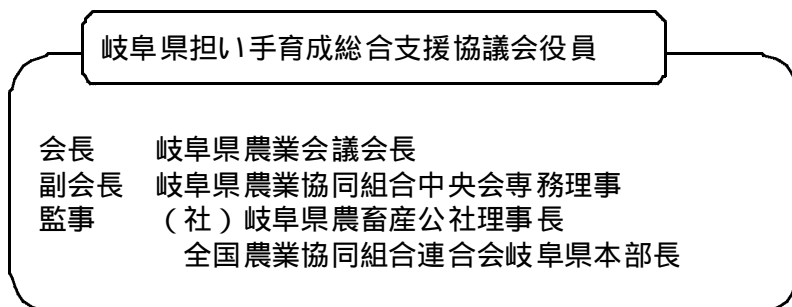
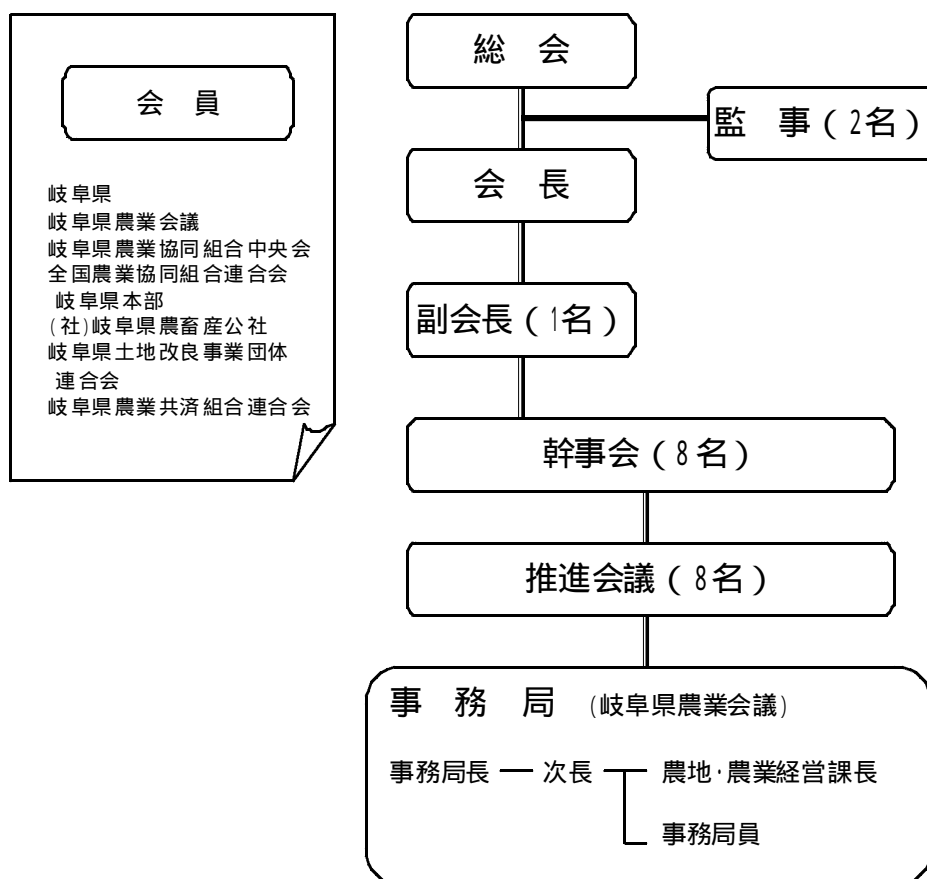


## 岐阜県担い手育成総合支援協議会作付拡大計画書

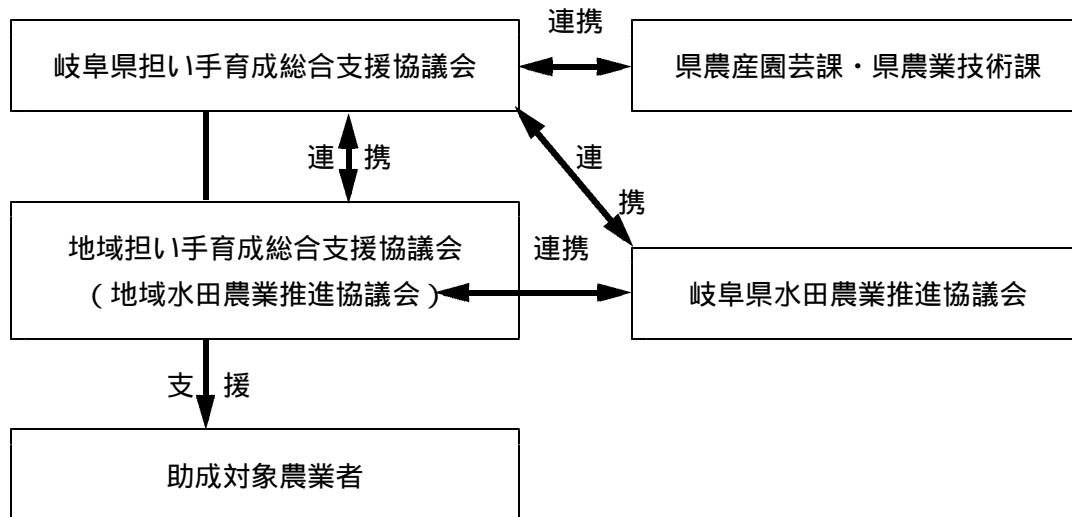
作成：平成22年6月18日

### 第1 推進体制

#### 1 協議会の構成



## 2 推進体制



### 第2 食料自給率向上に向けた取組について

#### 1 水田等の有効活用

##### (1) 現状

本県の農地の利用状況については、水田では、水田本地面積に対し主食用米が59.6%、麦が7.2%、大豆が5.9%、野菜が7.6%、飼料作物が1.9%、飼料用米（わら利用を含む）が0.4%、地力増進作物が3.1%、蜜源レンゲが4.3%、保全管理等不作付地が11.0%となっている。田における耕地利用率は92.0%となっている。

また、本県の水田での作付体系は1年1作がほとんどであるが、大区画ほ場及び暗渠排水施設が整備された西濃地域を中心に2年3作体系が、中山間地域の一部において1年2作体系が実施されている状況である。

##### (2) 活用方針

現状に鑑み、水田等の有効活用のためには保全管理等不作付地の活用が重要であることから、これらの農地を中心とした有効活用に向けた取組を推進するとともに、地域の実情に応じ、適地適作を進めるものとする。

保全管理等不作付地については、排水対策の徹底による麦・大豆の作付拡大を推進する。

## 2 担い手への土地利用集積

### (1) 現状

本県土地利用型農業の担い手への農地の集積率は年々増加傾向にあり、平成19年度末で24.8%となっており、平成14年度に比べ約1.5倍となった。

ただし、全国平均(平成18年度末)の42.3%(北海道を除いた全国平均は29.3%)と比較すると低い状況にある。

また、集落営農組織への農地の利用集積は、水田経営所得安定対策の導入に伴う集落営農組織の法人化への移行や組織の統合に伴い減少したことによる影響により平成19年度実績は12.2%に留まっている。

### (2) 担い手への土地利用集積の取組方針

今後、担い手の高齢化や担い手の減少が進行する中で、安定的な生産と所得が確保される農業構造を確立するとともに、限られた農地を有効に活用し、食料自給力を向上するために、認定農業者、特定農業団体及び集落営農組織等の担い手への農地の流動化・集団化を促進し、生産性の向上を進める。

利用権設定や農作業受委託により担い手への農地の連担的な使用集積を積極的に進め、スケールメリットや高度な省力技術を生かせるようなソフトとハードが一体となった営農体制を構築する。

農地の流動化を加速させるため、遊休農地の状況や地権者、担い手の意向を把握し、集積に結びつくマッチングの取り組みを強化する。

## 第3 作付拡大計画について

### 1 水田

表1 平成22年産作付拡大計画 (単位：ha)

区分	平成21年産	平成22年産	増減
麦	3,010	3,000	10
大豆	2,450	2,570	120
調整水田等不作付地	4,579	3,964	615

### 2 畑

表2 平成22年産作付拡大計画 (単位：ha)

区分	平成21年産	平成22年産	増減
麦	1	1	0
大豆	160	177	17
不作付地	17	0	17

#### 第4 捨て作り防止の指導基準とする単収データ

地域協議会名	捨て作り防止の指導基準とする単収データ <sup>1</sup> (kg/10a)			左記の単収を基準とする理由 <sup>2</sup> ：
	小麦	六条大麦	大豆	
岐阜市担い手育成総合支援協議会	288	269	143	
羽島市地域水田農業推進協議会	253	269	140	
瑞穂市担い手育成総合支援協議会	183	213	146	
本巣市担い手育成総合支援協議会	275	289	139	
大垣地域担い手育成総合支援協議会	257	191	140	
海津市担い手育成総合支援協議会	357	191	166	
養老町担い手育成総合支援協議会	223	191	117	
垂井地域担い手育成総合支援協議会	262	191	127	
神戸地域担い手育成総合支援協議会	295	191	129	
輪之内町地域担い手育成総合支援協議会	280	191	149	
安八町水田農業推進協議会	216	191	152	
揖斐川地域担い手育成総合支援協議会	262	191	140	
大野町地域担い手育成総合支援協議会	280	191	132	
池田町地域担い手育成総合支援協議会	263	191	134	
可児市担い手育成総合支援協議会	231	53	140	
富加町地域担い手育成総合支援協議会	225	53	163	
関市担い手育成総合支援協議会	253	53	143	
郡上地域担い手育成総合支援協議会	181	53	117	
中津川市水田農業推進協議会	180	201	147	
恵那地域水田農業推進協議会	180	186	138	
高山市農業経営改善支援センター連絡会	105	242	149	
飛騨市担い手育成総合支援協議会	105	242	137	
白川村担い手育成総合支援協議会	105	242	135	

1：作付拡大条件不利補正実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知）第4の3の（3）のアのの規定に基づき、地域協議会等の長が適当と判断する単収データを記載すること。

2：農業共済組合単収以外の単収を使用する場合には、その理由を記載すること。（農協等が独自に算出した単収を用いる場合には、単収の算出方法を記載すること。）

## 第5 事業の概要

### 1 助成対象者に対する助成

(単位：m<sup>2</sup>)

区分	面積	交付単価 (円/10a)	所要額 (円) = × /1,000
麦	4,775,106		129,254,531
小麦	4,505,064	27,600	124,339,766
二条大麦	0	20,900	0
六条大麦	270,042	18,200	4,914,764
はだか麦	0	23,600	0
大豆	3,316,154	20,200	66,986,311
てん菜	0	27,600	0
でん粉原料用ばれいしょ	0	27,600	0
計	8,091,260		196,240,842

助成単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低く設定している地域協議会がある場合には、行を追加して記載すること。

### 2 推進事務費

#### (1) 都道府県協議会の推進事務費

推進内容	所要額(千円)
1. 業務方法書の作成	
2. 地域協議会の承認	
3. 都道府県作付拡大推進方針並びに都道府県作付拡大計画の策定	
4. 地域作付拡大計画書等の承認	
5. 地域協議会等への事業説明会等開催	2,200
6. 現地調査・現地指導及び研修会開催	
7. 地域協議会の推進事務費の交付	
8. 地域協議会が助成対象者への助成に必要な助成金の交付	
9. 事業実施状況報告書等の作成	
10. その他事業の推進に必要な事務	

#### (2) 地域協議会の推進事務費

所要額 2,300 千円 (内訳は第6の2とおり)

## 第6 地域協議会毎の所要額について

### 1 助成対象者に対する助成

別表のとおり

## 2 推進事務費

地域協議会名	推進内容	所要額(千円)
岐阜市担い手育成総合支援協議会	1. 地域作付拡大計画書の策定	100
羽島市地域水田農業推進協議会	2. 助成を希望する者の意向取りまとめ	100
瑞穂市担い手育成総合支援協議会	3. 作付拡大営農計画書の取りまとめ	100
本巣市担い手育成総合支援協議会		100
大垣地域担い手育成総合支援協議会	4. 助成金支払要件の確認	100
海津市担い手育成総合支援協議会		100
養老町担い手育成総合支援協議会	5. 助成対象者への助成金の支払い	100
垂井地域担い手育成総合支援協議会		100
神戸地域担い手育成総合支援協議会	6. 現地調査及び現地指導	100
輪之内町地域担い手育成総合支援協議会	7. 事業実施状況報告書等の作成	100
安八町水田農業推進協議会		100
揖斐川地域担い手育成総合支援協議会	8. その他事業の推進に必要な事務	100
大野町地域担い手育成総合支援協議会		100
池田町地域担い手育成総合支援協議会		100
可児市担い手育成総合支援協議会		100
富加町地域担い手育成総合支援協議会		100
関市担い手育成総合支援協議会		100
郡上地域担い手育成総合支援協議会		100
中津川市水田農業推進協議会		100
恵那地域水田農業推進協議会		100
高山市農業経営改善支援センター連絡会		100
飛騨市担い手育成総合支援協議会	100	
白川村担い手育成総合支援協議会	100	

地域協議会毎の助成対象者に対する助成所要額

(単位: m<sup>2</sup>)

地域協議会等名	区分	面積	交付単価 (円/10a)	所用額 (円) = × /1,000
岐阜市担い手育成総合支援協議会	麦	316,360		7,977,976
	小麦	236,194	27,600	6,518,954
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	80,166	18,200	1,459,021
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	194,264	20,200	3,924,133
	計	510,624		11,902,108
羽島市地域水田農業推進協議会	麦	18,477		509,965
	小麦	18,477	27,600	509,965
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	0	20,200	0
	計	18,477		509,965
瑞穂市担い手育成総合支援協議会	麦	22,230		613,548
	小麦	22,230	27,600	613,548
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	55,410	20,200	1,119,282
	計	77,640		1,732,830
本巣市担い手育成総合支援協議会	麦	401,646		11,018,972
	小麦	394,576	27,600	10,890,298
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	7,070	18,200	128,674
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	6,655	20,200	134,431
	計	408,301		11,153,403
大垣地域担い手育成総合支援協議会	麦	219,545		6,059,442
	小麦	219,545	27,600	6,059,442
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	130,327	20,200	2,632,605
	計	349,872		8,692,047
海津市担い手育成総合支援協議会	麦	1,067,156		29,453,506
	小麦	1,067,156	27,600	29,453,506
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	787,325	20,200	15,903,965
	計	1,854,481		45,357,471
養老町担い手育成総合支援協議会	麦	375,982		10,377,103
	小麦	375,982	27,600	10,377,103
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	225,116	20,200	4,547,343
	計	601,098		14,924,446
垂井地域担い手育成総合支援協議会	麦	439,098		12,119,105
	小麦	439,098	27,600	12,119,105
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	290,491	20,200	5,867,918
	計	729,589		17,987,023



地域協議会等名	区分	面積	交付単価 (円/10a)	所用額 (円) = × /1,000
神戸地域担い手育成総合支援協議会	麦	84,739		2,338,796
	小麦	84,739	27,600	2,338,796
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	13,335	20,200	269,367
	計	98,074		2,608,163
輪之内町担い手育成総合支援協議会	麦	110,253		3,042,983
	小麦	110,253	27,600	3,042,983
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	50,295	20,200	1,015,959
	計	160,548		4,058,942
安八町水田農業推進協議会	麦	67,520		1,863,552
	小麦	67,520	27,600	1,863,552
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	0	20,200	0
	計	67,520		1,863,552
揖斐川地域担い手育成総合支援協議会	麦	379,442		10,472,599
	小麦	379,442	27,600	10,472,599
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	164,301	20,200	3,318,880
	計	543,743		13,791,479
大野町地域担い手育成総合支援協議会	麦	302,507		8,349,193
	小麦	302,507	27,600	8,349,193
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	52,174	20,200	1,053,915
	計	354,681		9,403,108
池田町地域担い手育成総合支援協議会	麦	395,390		10,912,764
	小麦	395,390	27,600	10,912,764
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	530,320	20,200	10,712,464
	計	925,710		21,625,228
可児市担い手育成総合支援協議会	麦	0		0
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	121,500	20,200	2,454,300
	計	121,500		2,454,300
富加町地域担い手育成総合支援協議会	麦	31,252		862,555
	小麦	31,252	27,600	862,555
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	53,344	20,200	1,077,549
	計	84,596		1,940,104

地域協議会等名	区分	面積	交付単価 (円/10a)	所用額 (円) = × /1,000
関市担い手育成総合支援協議会	麦	360,703		9,955,403
	小麦	360,703	27,600	9,955,403
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	313,977	20,200	6,342,335
	計	674,680		16,297,738
郡上地域担い手育成総合支援協議会	麦	44,678		813,140
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	44,678	18,200	813,140
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	12,196	20,200	246,359
	計	56,874		1,059,499
中津川市水田農業推進協議会	麦	68,008		1,237,746
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	68,008	18,200	1,237,746
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	37,351	20,200	754,490
	計	105,359		1,992,236
恵那地域水田農業推進協議会	麦	21,660		394,212
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	21,660	18,200	394,212
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	262,840	20,200	5,309,368
	計	284,500		5,703,580
高山市農業経営改善支援センター連絡 会	麦	0		0
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	423	20,200	8,545
	計	423		8,545
飛騨市担い手育成総合支援協議会	麦	0		0
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	0	18,200	0
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	14,510	20,200	293,102
	計	14,510		293,102
白川村担い手育成総合支援協議会	麦	48,460		881,972
	小麦	0	27,600	0
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	48,460	18,200	881,972
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	0	20,200	0
	計	48,460		881,972

固定払相当の助成単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低い助成単価を設定する市町村においては、設定した単価を記載する。

23地域協議会	麦	4,775,106		129,254,531
	小麦	4,505,064	27,600	124,339,766
	二条大麦	0	20,900	0
	六条大麦	270,042	18,200	4,914,764
	はだか麦	0	23,600	0
	大豆	3,316,154	20,200	66,986,311
	計	8,091,260		196,240,842

## 作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成22年4月1日21生産第10515号

### 第1 趣旨

途上国の経済発展による食料消費の増加等を背景に国際的な食料需給のひっ迫が懸念される中で、国内の農地を有効に活用しつつ、自給率の低い麦・大豆等の需要に応じた生産拡大の取組を進めることが必要である。このため、生産調整の拡大や経営規模の拡大等に伴い、これら作物の作付拡大に取り組む者に対して支援を行い、もって食料自給率の向上に資することとする。

### 第2 定義

この要綱において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 1 都道府県協議会とは、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。
- 2 地域協議会とは、生産局長が別に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村等により構成される協議会をいう。

### 第3 事業内容

本事業は、別表の助成対象者の条件欄に掲げる要件を満たす者による対象作物欄に掲げる作物の作付拡大の取組に対して、地域協議会が助成金の交付を行うために必要な経費を助成する事業とする。

### 第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、都道府県協議会とする。
- 2 都道府県協議会は、本事業を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより、運営等に係る規約等を定め、第2の1の要件を満たすことについて、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。
- 3 地方農政局長等は、都道府県協議会が第2の1の要件を欠いたと認めた場合又は本事業の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

### 第5 事業実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

## 第6 交付金

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会が本事業を実施するために必要な経費について、都道府県協議会に対し交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の額は、生産局長が別に定める算定方法によるものとする。

## 第7 業務方法書

- 1 都道府県協議会は、第3の事業に係る助成を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 都道府県協議会は、業務方法書の変更がある場合には、1の規定に準じて行うものとする。

## 第8 事業実施手続

- 1 都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画書の生産局長が別に定める重要な変更は、1に準じて行うものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第10 推進体制等

### 1 農業者団体の役割

農業者団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うものとする。

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

### 3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会及び地域協議会を指導するものとする。

## 第11 他の施策との関連

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、戸別所得補償モデル対策（戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）に係る対策をいう。）水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業

経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に係る対策をいう。)及びその他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

#### 第12 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

対象作物	助成対象者の条件
<p>特定対象農産物 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 10 号各号に掲げる特定対象農産物をいう。）</p> <p>〔 麦 大豆 てん菜 でん粉原料用 ばれいしょ 〕</p>	<p>次の 1 及び 2 の要件を満たしていること</p> <p>1 水田・畑作経営所得安定対策への加入 水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）に基づく、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に係る対策をいう。）の加入者であること。</p> <p>2 需要に応じた生産の取組等 （ 1 ）は種前契約の締結等 は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。 （ 2 ）低コスト化・高品質化の推進 地域の課題を踏まえ、低コスト化・高品質化を推進する者であること。 （ 3 ）捨て作りの防止 通常の営農管理を行い、捨て作りをしていない者であること。</p> <p>水田・畑作経営所得安定対策の加入者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者として、地方農政局長等が特に認める者であること。</p>

## 作付拡大条件不利補正対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成22年4月1日21生産第10516号

### 第1 趣旨

本事業の実施については、作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 都道府県協議会

- 1 要綱第2の1の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める都道府県協議会が満たすべき要件は、次のとおりとする。
  - (1) 代表者が定められていること。
  - (2) 構成員に都道府県の区域をその区域とする農業者団体及び都道府県が含まれていること。ただし、生産局長が特に認める場合にはこの限りではない。
  - (3) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約並びにその他の規程が定められていること。
  - (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 都道府県協議会は、本事業に係る事務の一部を1の(1)、(3)及び(4)の要件のすべてを満たす組織に委任することができるものとする。ただし、1の(3)の要件については、内部監査の方法を明確にした規約以外の要件を満たしていればよいものとする。
- 3 都道府県協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 4 要綱第4の2の生産局長が別に定める手続は、次のとおりとする。
  - (1) 都道府県協議会は、次に掲げる運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、要綱第8の事業実施計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集したうえ、その議決を得るものとする。
    - ア 運営規約
    - イ 事務処理規程
    - ウ 会計処理規程
    - エ 文書取扱規程
    - オ 公印取扱規程
    - カ 内部監査実施規程
  - (2) 都道府県協議会は、別記様式第1号により当該協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に会員名簿、協議会規約等

を提出し、その承認を得るものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすと認める場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、都道府県協議会に通知するものとする。
  - (4) 都道府県協議会は、(1)のアの運営規約を変更しようとするときは、地方農政局に別記様式第2号により申請し、その承認を得るものとする。
  - (5) 都道府県協議会は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別記様式第3号により届け出なければならない。
- 5 要綱第4の3の生産局長が別に定める手続は、次のとおりとする。
- 地方農政局長等は、都道府県協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は本事業の適正な執行を怠り、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、4の(3)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ生産局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、4の(3)の承認を取り消したときは、その理由を書面により都道府県協議会に通知しなければならない。

### 第3 地域協議会

- 1 要綱第2の2の生産局長が別に定める地域協議会が満たすべき要件は次のとおりとする。
  - (1) 代表者が定められていること。
  - (2) 構成員に市町村の区域をその区域とする農業者団体及び市町村が含まれていること。ただし、生産局長が特に認める場合はこの限りではない。
  - (3) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約並びにその他の規程が定められていること。
  - (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 地域協議会は、本事業に係る事務の一部を1の(1)、(3)及び(4)の要件を満たす組織に委任することができるものとする。ただし、1の(3)の要件については、内部監査の方法を明確にした規約以外の要件を満たしていればよいものとする。
- 3 地域協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 4 地域協議会は、要綱第3の助成を行おうとするときは、都道府県協議会が別に定める方法により、運営等に係る規約等を定め、1の要件を満たすことについて、当該地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会の承認を得なければならない。
- 5 都道府県協議会は、地域協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は本事業の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかったと認めた場合には、都道府県協議会が別に定めるところにより、4の承認を取り消すことができる。

### 第4 助成内容



## 1 作付拡大

(1) 要綱第3の「作付拡大」とは、生産調整の拡大に伴う作付拡大、調整水田等不作付地（畑不作付地を含む）への作付拡大、経営面積（品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第3の1の（2）のイに定める面積をいう。以下同じ。）の拡大（裏作の拡大を含む）に伴う作付拡大とし、その面積は農業者ごとの、要綱別表の対象作物欄の作物（以下「対象作物」という。）の当該年産の作付面積の合計から平成18年産の対象作物の作付面積の合計を減じた面積とし、その算出に当たっては、次のアからウまでの面積の合計値を用いることを基本とする。ただし、（2）に規定する場合を除き、主食用米及び緑肥作物等以外の作物から、対象作物への作付転換は含まないものとする。

ア 担い手経営革新促進事業（担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知）の事業をいう。）の特定対象農産物の生産支援事業の平成21年産に係る助成対象面積

イ 水田等有効活用促進対策事業（水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）の事業をいう。）の固定払相当助成に係る助成対象面積

ウ 平成21年産から平成22年産にかけての対象作物の作付拡大（作付減少）面積（平成21年産と比べて平成22年産の作付面積が減少する場合にはマイナスの値とする。）

(2) 主食用米及び緑肥作物等以外の作物が作付けされていた水田・畑において対象作物を作付けした場合で、本事業において助成対象とする作付拡大（以下「作付転換」という。）とは、転換前の既存作付作物の収穫物を原則として出荷していない又はほ場条件により収穫物の品質・収量が劣るなどの場合で、作付転換をしても需要に応じた生産量を確保できるなど産地の生産体制を損なわないものとして地域協議会が認定した場合とする。

(3) (2)に係る認定を行おうとする地域協議会は、あらかじめ別記様式第4号により都道府県協議会に協議し、その承認を受けなければならない。

(4) (3)の承認をした都道府県協議会は、別記様式第5号により、地方農政局長等に報告するものとする。この場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して行うものとする。

(5) 要綱別表の助成対象者の条件欄の の生産局が別に定める要件とは、次のアからエのいずれかに該当することとする。

ア 災害により、期間平均生産面積（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第3条第1項第1号に規定する期間平均生産面積をいう。以下同じ。）が皆無となった者であって、災害により期間平均生産面積が皆無となったことを証明できること。

イ 土地改良事業の実施により、期間平均生産面積が皆無となった者であって、特

- 定対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 10 条各号に掲げる特定対象農産物をいう。以下同じ。）の生産が事業実施計画に定められていることとする。
- ウ てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにあっては、1 の（1）の作付拡大の取組を行い、要綱別表の助成対象者の条件欄の 2 の（3）以外のすべての要件を満たし、かつ、局地的な災害により同欄の 2 の（3）の要件を満たすこと。
- エ その他、本事業の趣旨に照らし、助成を行うことが必要不可欠であり、かつ、他の事業等との関係においても適切と認められること。
- （6）農業者間の取決めによりブロックローテーションを実施している場合は、ブロックローテーション参加者全員の作付面積の合計により作付拡大の面積を算定するものとする。
- （7）平成 22 年産以降に設立された法人又は集落営農組織（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 経営第 6631 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 1 の（2）に定めるものをいう。以下同じ。）の場合には、平成 21 年産の作付面積はそれぞれの構成員の平成 21 年産の作付面積の合計として、作付拡大の面積を算定するものとする。
- （8）平成 22 年産以降に農外から新規参入した者にあっては、平成 21 年産における作付面積は 0 として作付拡大面積を算定するものとする。この場合の農外からの新規参入した者には、親族の農業経営を継承した個人は含まれない。
- （9）作付面積は、原則として、農作物共済加入面積（農作物共済引受要綱（昭和 47 年 1 月 31 日付け 47 農経 B 第 209 号農林省経営局長通知）第 1 章第 5 節の 2 の引受面積。以下同じ。）及び畑作物共済加入面積（畑作物共済引受要綱（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 農経 B 第 933 号農林水産省経済局長通知）第 1 章第 6 節の 2 の引受面積。以下同じ。）により確認する。

なお、農作物共済加入面積及び畑作物共済加入面積による確認ができない場合であって、作付確認依頼書（戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 政第 190 号農林水産事務次官依命通知）7 の（3）の に定める作付確認依頼書をいう。）、水稻生産実施計画書（水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の地域水田農業推進協議会において水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第 2 に基づく生産調整実施者等の確認に用いる水稻生産実施計画書をいう。以下同じ。）その他の客観的なデータ等による確認が可能なときは、当該データを用いることができる。

## 2 作付拡大に伴う助成

地域協議会は、助成対象者ごとの 1 の作付拡大面積に対して、担い手経営安定法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する交付金に相当する額を助成するものとし、その内容については、次のとおりとする。

- （1）経営面積の移動を伴う場合においては、期間平均生産面積が、次に掲げる場合により、適切に移動されているものとする。

ア おおむね、移動のあった経営面積に、農地の出し手が保有していた期間平均生産面積の合計面積を農地の出し手の縮小前の経営面積で除した比率を乗じて得た面積（当該面積が移動のあった経営面積を超える場合は当該経営面積）以上の期間平均生産面積が、農地の出し手から移動又は分割されていること。

イ 法人又は集落営農組織の場合には、特定対象農産物の生産を行わずに、期間平均生産面積（水田・畑作経営所得安定対策実施要領第5の1の（6）のアによる合算を行っている組織にあっては合算しない期間平均生産面積）を保有している構成員がいないこと。

### 3 助成対象者

（1）要綱別表の助成対象者の条件欄の の2の（1）のは種前契約の締結等とは、次のとおりとする。

ア 麦にあっては、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第569号食糧庁長官通知）に基づく契約を締結していること。

イ 大豆にあっては、国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づく契約を締結していること。

ウ てん菜にあっては、助成対象者が国内産糖製造事業者に出荷していること。

エ でん粉原料用ばれいしょにあっては、助成対象者が農協系でん粉工場へでん粉の製造の委託を行い、又は、売り渡していること。

（2）要綱別表の助成対象者の条件欄の の2の（2）の低コスト化・高品質化の推進とは、次のとおりとする。

ア 麦・大豆

別表1に掲げる技術について、畑地において1の作付拡大面積が算定される場合には4ポイント、それ以外の場合には3ポイント以上となるよう、2技術以上を選択し導入に取り組むものとする。

都道府県協議会は、地域の実態等を踏まえ、別表1に掲げる技術以外の技術でその導入を推進する技術について、都道府県特認技術として設定することができるものとする。

の都道府県特認技術については、第7の1の都道府県作付拡大推進方針に記載するものとする。

気象災害等により導入を計画していた技術の導入ができなかった場合等、その事由に合理的な理由がある場合には、次年産に向けての導入計画を策定することにより、本年産の技術導入が行われたものとみなすことができる。

イ てん菜・でん粉原料用ばれいしょ

担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手革新要綱」という。）第3の2に基づく担い手経営革新計画に示された新技術のうち1技術以上を導入すること。

（3）要綱別表の助成対象者の条件欄の の2の（3）の捨て作りの防止とは、次のとおりとする。

## ア 麦・大豆

助成対象者の平成22年産の対象作物ごとの単収が地域の平均単収のおおむね8割以上であること。なお、この基準を下回った場合には、地域協議会がその理由を精査し、次年産の単収向上に向けて必要な指導を行うことにより助成対象とするが、低コスト生産技術の導入初期段階の収量低下、災害による収量低下等の合理的な理由がなく、地域の平均単収のおおむね8割を下回った場合には、助成対象としないものとする。

の地域の平均単収及び助成対象者の対象作物ごとの単収とは、別表2に掲げる単収を基本とする。

の地域の平均単収以外の単収を用いる場合には、地域協議会等の長は、第8の3で規定する地域作付拡大計画にその旨記載するものとする。

## イ てん菜・でん粉原料用ばれいしょ

生産物の品質(てん菜は平均糖度、でん粉原料用ばれいしょは平均でん粉含有率とする。)が農協等の出荷単位のおおむね平均以上であること。また、農協等の出荷単位については、農協の支所単位等に細分化することができるものとする。

## 第5 交付金の額の算定方法

要綱第6の2の生産局長が別に定める算定方法は、次のとおりとする。

- 1 都道府県協議会に対する交付金の額は、別表3の助成額の計算式欄の計算式及び同表助成単価欄に掲げる助成単価により助成対象者ごとに算出した金額を合計した額に都道府県協議会及び地域協議会が当該助成金の助成に要する事務費を加えた額とする。その際、単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、0円を下回る場合にあっては0円とする。
- 2 助成額の算定については、第4の2の(1)により移動した期間平均生産面積に係る担い手経営安定法第3条第1項第1号に規定する交付金との重複を排除して行うものとする。

## 第6 交付金の使途

要綱第6の交付金は、本事業を実施するために必要となる次の掲げる事項に係る旅費、人件費、消耗品費、通信運搬費、会議開催費、損借料、雑役務費、振込手数料、委託費、一般管理費及び助成対象者に対する助成金として使用できるものとする。

### (1) 都道府県協議会

- ア 都道府県作付拡大推進方針並びに都道府県作付拡大計画の策定
- イ 地域協議会等への事業説明会等開催
- ウ 地域作付拡大計画書等の承認
- エ 現地調査・現地指導及び研修会開催
- オ 地域協議会が助成対象者への助成に必要な助成金の交付
- カ 事業実施状況報告書等の作成
- キ 業務方法書の作成
- ク その他地方農政局長等が特に認める事項

( 2 ) 地域協議会

- ア 地域作付拡大計画書の策定
- イ 助成を希望する者の意向取りまとめ
- ウ 作付拡大営農計画書の取りまとめ
- エ 助成金支払要件の確認
- オ 助成対象者への助成金の支払い
- カ 現地調査及び現地指導
- キ 事業実施状況報告書等の作成
- ク その他地方農政局長等が特に認める事項

第 7 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱第 7 の生産局長が別に定める手続は、次のとおりとする。

- 1 都道府県協議会は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、別記様式第 6 号により地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所を経由して提出するものとする。

- ( 1 ) 本事業の推進に関する事項
- ( 2 ) 地域協議会への助成金交付に関する事項
- ( 3 ) 本事業の実施状況の報告に関する事項
- ( 4 ) その他業務運営に必要な事項

- 2 1 の提出を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から 10 日以内を目途にこれを承認し、都道府県協議会に通知するものとする。

- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、別記様式第 7 号により地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2 に準ずるものとする。

第 8 実施手続

- 1 都道府県作付拡大推進方針

- ( 1 ) 都道府県協議会は、別記様式第 8 号により都道府県作付拡大推進方針（以下「推進方針」という。）を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。

- ( 2 ) 都道府県協議会は、推進方針の変更を行う場合には、別記様式第 8 号によりあらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

- ( 3 ) 都道府県協議会は、( 1 ) により推進方針を作成した場合及び( 2 ) によりこれを変更した場合には、速やかに地域協議会等に通知するものとする。

- 2 事業実施計画書（都道府県作付拡大計画書）

要綱第 8 の生産局長が別に定める手続は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 都道府県協議会は、別記様式第 9 号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。この場合において、地方農政事務所

が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所を経由して提出するものとする。

(2) 重要な変更

要綱第8の2の事業実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減

(3) 都道府県協議会は、(2)の重要な変更以外の変更を行った場合には、別記様式第9号により地方農政局長等に報告しなければならない。

3 地域作付拡大計画書

(1) 地域協議会は、別記様式第10号によりを作成し、都道府県協議会に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 地域協議会は、地域作付拡大計画書を変更又は廃止するときは、別記様式第10号によりあらかじめ都道府県協議会に協議するものとする。

4 作付拡大営農計画書

(1) 要綱別表の助成を希望する者(以下「助成希望者」という。)は、別記参考様式により作付拡大営農計画書を作成し、地域協議会に提出するものとする。

(2) 助成希望者は、作付営農拡大計画書を変更又は廃止するときは、別記参考様式により地域協議会に報告しなければならない。

ただし、地域協議会の区域を越えて耕作している助成希望者については、4に関わらず次に定める方法により取り扱うものとする。

助成希望者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会(以下「住所地協議会」という。)に提出することを基本とするが、その者が耕作している主たる水田・畑が所在している地域協議会(以下「出作地協議会」という。)にも作付拡大営農計画書を提出することができるものとする。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、作付拡大営農計画書の提出を受けた住所地協議会又は出作地協議会がそれぞれ行うものとし、必要に応じ、住所地協議会にあっては出作地協議会の協力を、出作地協議会にあっては住所地協議会の協力を求めるものとする。ただし、作付拡大営農計画書の提出を受けた地域協議会が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から除外することができるものとする。

5 助成金の交付申請手続

(1) 助成希望者は、都道府県協議会が定める業務方法書により、地域協議会に対し助成金の交付申請を行うものとする。

(2) 地域協議会は、都道府県協議会が定める業務方法書により、都道府県協議会に対し助成金の交付申請を行うものとする。

6 助成金の返納

(1) 助成対象者は、地域協議会から助成金を受けた後に要綱別表の助成対象者の条件欄に掲げる要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の全額又は一部を

地域協議会に速やかに返納しなければならない。

- (2)(1)の返納があった場合には、地域協議会は、速やかにこれを都道府県協議会に返納しなければならない。

## 7 事業の着手

- (1)事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第11号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

- (2)(1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、水田農業構造改革交付金交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)第3の1の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3)(1)のただし書により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第9 実施状況報告等

要綱第9に定める事業実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

### 1 事業実施状況の報告

地域協議会は、事業実施状況について別記様式第12号により都道府県協議会へ事業を実施した年の翌年度の6月末日までに報告するものとし、都道府県協議会から地方農政局長等への報告は、別記様式第13号により速やかに行うものとする。

### 2 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、報告を受けた事業の実施状況報告等の内容について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

- 3 1の都道府県協議会による報告については、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所を經由して提出するものとする。

- 4 地方農政局長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会及び地域協議会に対し、実施状況について報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実

施状況報告の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求め、又は現地調査を実施するものとする。この際、都道府県協議会及び地域協議会は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

#### 第 10 他の施策との関連

要綱第 11 のその他の関連する施策は、次に掲げるものとする。

- 1 麦の生産振興に関する施策
- 2 大豆の生産振興に関する施策
- 3 てん菜の生産振興に関する施策
- 4 でん粉原料用ばれいしょの生産振興に関する施策
- 5 環境と調和のとれた農業生産活動の推進に関する施策
- 6 担い手育成に関する施策
- 7 耕作放棄地の解消対策の推進に関する施策

#### 第 11 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



別表 1

対象作物：麦

水田		畑	
技術メニュー	ポイント	技術メニュー	ポイント
輪作体系の導入 団地化	2 2	輪作体系の導入 団地化	2 2
土地利用集積	2	土地利用集積	2
傾斜水田（圃場傾斜化技術） FOEAS（フォアス）又は本暗渠 弾丸暗渠	2 2	心土破砕	1
明渠	1	明渠	1
土壌改良	1	土壌改良	1
新品種の導入	1	新品種の導入	1
不耕起播種技術 耕うん同時畝立て播種 畝立て	2 2 1	不耕起播種技術 耕うん同時畝立て播種 畝立て	2 2 1
踏圧	1	踏圧	1
高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に 基づく施肥管理等）	2	高度施肥管理	2
赤かび病防除	1	赤かび病防除	1
気象情報を活用した適期収穫の実施	2	気象情報を活用した適期収穫の 実施	2
都道府県特認技術（ ）	1	都道府県特認技術（ ）	1

「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。  
実施要領第3の3の(2)のアの に基づき都道府県特認技術をいう。

対象作物：大豆

水田		畑			
技術メニュー	ポイント	技術メニュー	ポイント		
<p>輪作体系の導入 団地化</p> <p>土地利用集積</p> <p>傾斜水田（圃場傾斜化技術） FOEAS（フォアス）又は本暗渠 弾丸暗渠</p> <p>明渠</p> <p>大豆作前の緑肥作物の導入</p> <p>土壌改良</p> <p>出芽安定技術</p> <p>不耕起（狭畦密植）播種</p> <p>小明渠作溝同時浅耕播種</p> <p>有芯部分耕栽培</p> <p>耕うん同時畝立て播種</p> <p>一工程耐天候型播種技術</p> <p>高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に 基づく施肥管理等）</p> <p>都道府県特認技術（ ）</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p>	<p>・地域が推進する輪作体系に限る。</p> <p>・1の団地の場合おおむね2ha以上（北海道にあってはおおむね6ha）、2以上の団地の場合おおむね1ha（同おおむね3ha）以上の大豆の団地化が図られること。</p> <p>・当該農業者自らにより、作業が実施されている大豆に係る水田・畑における作業面積がおおむね3ha（北海道にあっては、おおむね9ha）以上であること。</p>	<p>輪作体系の導入 団地化</p> <p>土地利用集積</p> <p>心土破砕</p> <p>明渠</p> <p>土壌改良</p> <p>出芽安定技術</p> <p>不耕起（狭畦密植）播種</p> <p>耕うん同時畝立て播種</p> <p>高度施肥管理</p> <p>都道府県特認技術（ ）</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p>	<p>（水田と同じ） （水田と同じ）</p> <p>（水田と同じ）</p>

「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。  
実施要領第3の3の（2）のアの に基づく都道府県特認技術をいう。

別表 2

対象作物	地域の平均単収	助成対象者の単収
麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済単収( 農作物共済引受要綱( 昭和 47 年 1 月 31 日付け 47 農経 B 第 209 号農林省経営局長通知 ) 第 2 章 第 2 節第 1 の都道府県知事が組合等ごとに定める単位当たり収穫量 ) とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該農業者の麦の麦種ごとの出荷数量を、麦種ごとの作付面積で除して算定するものとする。</li> </ul>
大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済単収( 畑作物共済引受要綱( 昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 農経 B 第 933 号農林水産省経済局長通知 ) 第 2 章第 3 第 3 の都道府県知事が組合等ごとに定める単位当たり収穫量 ) とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該農業者の大豆の出荷数量を、作付面積で除して算定するものとする。</li> </ul>

別表 3

助成額の計算式	助成単価
助成対象者の助成額 = 対象作物の作付拡大面積 × 助成単価	小 麦：10アール当たり27,600円 二条大麦：10アール当たり20,900円 六条大麦：10アール当たり18,200円 はだか麦：10アール当たり23,600円 大 豆：10アール当たり20,200円

注1：対象作物の作付拡大面積の単位は㎡とし、小数点以下は切り捨てとする。

注2：てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、小麦の単価を適用する。

注3：作付拡大に伴う固定払相当への助成単価について、平成18年8月7日農林水産省告示第1108号に定める面積単価が、助成単価欄の単価よりも低い市町村において、担い手への農地の集積や対象農産物の生産集約等に支障が生ずるおそれがある場合、地域協議会等の長は、都道府県協議会長と協議の上、当該市町村の面積単価を適用することができる。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会

会長

印

協議会承認申請書

作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知)第3に定める事業を実施したいので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第2の4の(2)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別添1 協議会会員名簿
- 別添2 運営規約
- 別添3 事務処理規程
- 別添4 会計処理規程
- 別添5 文書取扱規程
- 別添6 公印取扱規程
- 別添7 内部監査実施規程
- 別添8 協議会事業計画書
- 別添9 ( 協議会の作付拡大条件不利補正対策事業の実施に係る手続に関する定め等 )

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会  
会長

印

### 運営規約変更承認申請書

運営規約を下記により変更したいので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知）第2の4の（4）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

### 記

- 1 運営規約を変更する理由
  - 2 変更箇所（ 運営規約新旧対照表 ）
- 添付書類
- 1 変更後の 運営規約案
  - 2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会  
会長

印

協議会規程変更届出書

協議会 規程を下記により変更したので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第2の4の(5)の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

- 1 変更した規程の名称
- 2 変更箇所

添付書類 1 変更後の 協議会 規程  
2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

都道府県協議会長

殿

住 所

協議会

会長

印

## 作付拡大条件不利補正対策事業作付転換承認申請書

作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知）第3に定める事業を実施するため、下記により作付の転換を行いたいので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知）第4の1の（3）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

## 記

## 1 水田における作付転換

区 分	転換面積（ha）
麦への作付転換	
大豆への作付転換	
合計	

注）作物名は転換後の作物名を記入する。

## 2 畑における作付転換

区 分	転換面積（ha）
麦への作付転換	
大豆への作付転換	
てん菜への作付転換	
でん粉原料用ばれいしょへの作付転換	
合計	

添付書類 転換する農地のリスト（必須項目：地目、地名、地番、面積（水田の場合は畦畔除く）、平成21年産の作付状況（作付した作物等）  
作付転換をしなければならない理由（各作物毎）



農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会

会長

印

作付拡大条件不利補正対策事業の作付転換について

作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知)第3に定める事業を実施したいので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第4の1の(4)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

1 水田における作付転換

区 分	転換面積 ( ha )
麦への作付転換	
大豆への作付転換	
合計	

注) 作物名は転換後の作物名を記入する。

2 畑における作付転換

区 分	転換面積 ( ha )
麦への作付転換	
大豆への作付転換	
てん菜への作付転換	
でん粉原料用ばれいしょへの作付転換	
合計	

添付書類 地域協議会毎の転換内容が分かるもの(内容は上表に準じる)  
作付転換をしなければならない理由(各作物毎)

別記様式第 6 号

番 号  
年 月 日

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会

会長

印

協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書承認申請書

作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知)第3に定める事業を実施したいので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第7の1の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

添付書類 協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会  
会長

印

協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書変更申請書

協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書を下記により変更したいので、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書を変更する理由
- 2 変更箇所( 協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書新旧対照表 )  
添付書類 変更後の 協議会作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書案

別記様式第 8 号

番 号  
年 月 日

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会  
会長

印

作付拡大条件不利補正対策事業にかかる都道府県作付拡大推進方針(の変更)について

作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 10516 号生産局長通知)第 8 の 1 の(1)(又は(2))の規定に基づき、都道府県協議会作付拡大推進方針を作成(変更)したので、関係書類を添えて申請する。

記

添付書類 都道府県協議会作付拡大推進方針

別記様式第9号

番 号  
年 月 日

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

住所

都道府県協議会  
会長

印

都道府県協議会作付拡大条件不利補正対策事業にかかる都道府県作付拡大計画  
( の変更 ) について

作付拡大条件不利補正対策事業実施要領 ( 平成22年4月1日付け21生産第9848号生産  
局長通知 ) 第8の2の ( 1 ) ( 又は ( 3 ) ) の規定に基づき、都道府県協議会作付拡大計画  
を作成 ( 変更 ) したので、関係書類を添えて提出する。

記

添付書類 都道府県協議会作付拡大計画書

別記様式第10号

番 号  
年 月 日

都道府県協議会長  
殿

住所

協議会  
会長

印

協議会作付拡大条件不利補正対策事業にかかる地域作付拡大計画  
(の変更)について

作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第8の3の(1)(又は(2))規定に基づき、協議会作付拡大計画を作成(変更)したので、関係書類を添えて提出する。

記

添付書類 協議会作付拡大計画書

農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県協議会

会長

印

作付拡大条件不利補正対策事業交付決定前着手届

作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第 号農林水産省生産局長通知)第8の7の(1)の規定に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

都道府県協議会長  
殿

住所

協議会

会長

印

作付拡大条件不利補正対策事業実施状況報告書

作付拡大条件不利補正対策事業実施状況報告書について、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知）第9の1の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 助成対象者に対する助成

(単位: m<sup>2</sup>)

区分	面積	交付単価 (円/10a)	交付額 (円) = × /1,000
麦			
小麦		27,600	
二条大麦		20,900	
六条大麦		18,200	
はだか麦		23,600	
大豆		20,200	
てん菜		27,600	
でん粉原料用ばれいしょ		27,600	
計			

てん菜・でん粉原料用ばれいしょは北海道のみ記入

交付単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低く設定している場合には、実際の交付単価を記入すること。

2 推進事務費

推進内容	交付額(千円)



農政局長  
( 農政事務所長経由 ) 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県協議会  
会長

印

作付拡大条件不利補正対策事業実施状況報告書

作付拡大条件不利補正対策事業実施状況報告書について、作付拡大条件不利補正対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生産第10516号生産局長通知)第9の1の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 助成対象者に対する助成

(単位: m<sup>2</sup>)

区分	面積	交付単価 (円/10a)	交付額 (円) = × /1,000
麦			
小麦		27,600	
二条大麦		20,900	
六条大麦		18,200	
はだか麦		23,600	
大豆		20,200	
てん菜		27,600	
でん粉原料用ばれいしょ		27,600	
計			

てん菜・でん粉原料用ばれいしょは北海道のみ記入

交付単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低く設定している地域協議会有る場合には、行を追加して記載すること。

2 推進事務費

(1) 都道府県協議会の推進事務費

推進内容	交付額(千円)

(2) 地域協議会の推進事務費

交付額 \_\_\_\_\_ 千円(内訳は3の(2)のとおり)

3 地域協議会ごとの交付状況

(1) 助成対象者に対する助成

(単位：㎡)

	区分	面積	交付単価 (円/10a)	交付額 (円) = × /1,000
協 議 会	麦			
	小麦		27,600	
	二条大麦		20,900	
	六条大麦		18,200	
	はだか麦		23,600	
	大豆		20,200	
	てん菜		27,600	
	でん粉原料用ばれいしょ		27,600	
	計			

交付単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低く設定している地域協議会がある場合には、実際の交付単価を記入すること。

(2) 推進事務費

地域協議会名	推進内容	交付額(千円)

### 都道府県協議会作付拡大推進方針

作成：平成 年 月 日

変更：平成 年 月 日

第1 目 的

第2 需要に応じた作付拡大の推進方針

- 1 水田等の活用状況と課題
- 2 対応方向

第3 低コスト化・高品質化のための技術の導入について

- 1 現状と課題
- 2 対応方向
- 3 低コスト化・高品質化のため導入を推進する技術
  - (1) 本県で推進する主な輪作体系
  - (2) 本県で推進する低コスト化・高品質化の技術

表 県が普及推進する技術について

区分		重点推進 技術 <sup>1</sup>	技術名	技術の概要 <sup>2</sup>
水田	麦			
	大豆			
畑	麦			
	大豆			

この表には国が提示する技術メニュー及び都道府県特認技術について記載する。別葉としても良い。

1：重点推進技術とは、この中で特に重点的に推進を図る技術をいう。該当する技術に を記載する。

2：都道府県特認技術の概要等について記載する。

#### 第4 作付拡大に当たっての各種施策との連携

区 分	施 策 名
1 麦の生産振興に関する施策	
2 大豆の生産振興に関する施策	
3 環境と調和のとれた農業生産活動の推進に関する施策	
4 担い手育成に関する施策	
5 耕作放棄地の解消対策の推進に関する施策	

北海道にあっては、てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産振興に関する施策について記載すること。

## 都道府県協議会作付拡大計画書

作成：平成 年 月 日

変更：平成 年 月 日

第1 推進体制

- 1 協議会の構成
- 2 推進体制

第2 食料自給率向上に向けた取組について

- 1 水田等の有効活用
  - (1) 現状
  - (2) 活用方針
- 2 担い手への土地利用集積
  - (1) 現状
  - (2) 担い手への土地利用集積の取組方針

第3 作付拡大計画について

- 1 水田

表1 平成22年産作付拡大計画 (単位：㎡)

区分	平成21年産	平成22年産	増減
麦			
大豆			
調整水田等不作付地			

- 2 畑

表2 平成22年産作付拡大計画 (単位：㎡)

区分	平成21年産	平成22年産	増減
麦			
大豆			
てん菜			
でん粉原料用ばれいしょ			
不作付地			

#### 第4 捨て作り防止の指導基準とする単収データ

地域協議会名	捨て作り防止の指導基準とする単収データ <sup>1</sup>	左記の単収を基準とする理由 <sup>2</sup> ：

1：作付拡大条件不利補正実施要領(平成22年4月1日付け21生産第 号生産局長通知)第4の3の(3)のアのただし書きの規定に基づき、地域協議会等の長が適当と判断する単収データを記載すること。

2：農業共済組合単収以外の単収を使用する場合には、その理由を記載すること。(農協等が独自に算出した単収を用いる場合には、単収の算出方法を記載すること。)

#### 第5 事業の概要

##### 1 助成対象者に対する助成

(単位：m<sup>2</sup>)

区分	面積	交付単価 (円/10a)	所要額 (円) = × /1,000
麦			
小麦		27,600	
二条大麦		20,900	
六条大麦		18,200	
はだか麦		23,600	
大豆		20,200	
てん菜		27,600	
でん粉原料用ばれいしょ		27,600	
計			

助成単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低く設定している地域協議会がある場合には、行を追加して記載すること。

##### 2 推進事務費

###### (1) 都道府県協議会の推進事務費

推進内容	所要額(千円)

###### (2) 地域協議会の推進事務費

所要額 \_\_\_\_\_ 千円(内訳は第6の2とおり)

第6 地域協議会毎の所要額について

1 助成対象者に対する助成

(単位：m<sup>2</sup>)

地域協議会等名	区分	面積	交付単価 (円/10a)	所要額 (円) = × /1,000
地域協議会	麦			
	小麦		27,600	
	二条大麦		20,900	
	六条大麦		18,200	
	はだか麦		23,600	
	大豆		20,200	
	てん菜			
	でん粉原料用ばれいしょ			
	計			
	合計			

固定払相当の助成単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低い助成単価を設定する市町村においては、設定した単価を記載する。

2 推進事務費

地域協議会名	推進内容	所要額(千円)

## 地域協議会作付拡大計画書

作成：平成 年 月 日

変更：平成 年 月 日

第 1 推進体制

- 1 協議会の構成
- 2 推進体制

第 2 食料自給率向上に向けた取組について

- 1 水田等の有効活用
  - ( 1 ) 現状
  - ( 2 ) 活用方針
  
- 2 担い手への土地利用集積
  - ( 1 ) 現状
  - ( 2 ) 担い手への土地利用集積の取組方針

第 3 低コスト化・高品質化のための技術の導入について

- 1 課題
- 2 対応方向
- 3 低コスト化・高品質化のため導入を推進する技術

第 4 作付拡大の状況等について

- 1 水田

表 1 平成 2 2 年産作付拡大計画 (単位：㎡)

区分	平成 2 1 年産	平成 2 2 年産	増減
麦			
大豆			
調整水田等不作付地			

- 2 畑

表 2 平成 2 2 年産作付拡大計画 (単位：㎡)

区分	平成 2 1 年産	平成 2 2 年産	増減
麦			
大豆			
てん菜			
でん粉原料用ばれいしょ			
不作付地			



第5 捨て作り防止

捨て作り防止の指導基準とする単収データ <sup>1</sup>	左記の単収を基準とする理由 <sup>2</sup> ：
----------------------------------	------------------------------

- 1：作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第 号生産局長通知）第4の3の（3）のアのの規定に基づき、地域協議会の長が適当と判断する単収データを記載すること。
- 2：農業共済組合単収以外の単収を使用する場合には、その理由を記載すること。（農協等が独自に算出した単収を用いる場合には、単収の算出方法を記載すること。）

第6 対象作物の拡大面積の内訳と所要額等

1 助成対象者に対する助成

（単位：㎡）

区分	面積	交付単価 (円/10a)	所要額 (円) = × /1,000
麦			
小麦		27,600	
二条大麦		20,900	
六条大麦		18,200	
はだか麦		23,600	
大豆		20,200	
てん菜		27,600	
でん粉原料用ばれいしょ		27,600	
計			

固定払相当の助成単価について、要領別表3に基づき助成単価欄の単価よりも低い助成単価を設定する市町村においては、設定した単価を記載すること。

2 推進事務費

推進内容	所要額 (千円)

別紙（参考様式関係）

年 月 日

市町村農業委員会  
代表

殿

フリガナ  
氏名

フリガナ  
代表者氏名

印

代表者氏名は法人・組織のみ記入

私は、下記のとおり平成 21 年産以降に農外から新規参入したことを証明願います。

記

1 新規参入年月日 平成 年 月 日

2 新規参入の状況

( 1 ) 住所（所在地）

( 2 ) 経営面積（地番ごと）

地番	面積
	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>

.....  
上記のとおり新規参入したことを証明します。

平成 年 月 日

印

（市町村農業委員会の代表者）

## 平成 年度作付拡大条件不利補正対策事業作付拡大営農計画書兼交付金申請書

地域協議会長 殿

フリガナ  
氏名・組織名称

フリガナ  
代表者氏名

フリガナ  
代表者氏名は法人・組織のみ記入

印

平成 2 年度作付拡大条件不利補正対策事業に参加したいので、以下のとおり申請します。

**第 1 申請年月日** 平成 年 月 日

**第 2 申請者連絡先**

〒	TEL ( )	FAX ( )
申請者生年月日又は組織設立年月日		
大正 昭和 平成	年 月 日	
住所		

**第 3 振込口座先**

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種 目
銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金				当座 通知 普通 別段
口座番号				口座名義
(桁数が7桁に満たない場合には、先頭から「0」を記入して7桁とすること)				
				力ナ
				漢字

**第 4 水田・畑作経営所得安定対策への加入状況**  
(該当する にしを記入(複数選択可))

私は加入(加入予定を含む)しています。  
生産条件不利補正交付金  
収入減少影響緩和交付金

**第 5 は種前契約の締結等について(該当する場合 にしを記載)**

・は種前契約の締結等をしている。

**第 6 低コスト化・高品質化のための導入技術等について**

麦・大豆：都道府県作付拡大推進方針に定める技術メニューから該当する番号等を記載

てん菜・でん粉原料用ばいれいしょ：担い手経営革新計画に示された新技術から該当する技術を記載

作物名	大豆	麦	てん菜・でん粉原料用ばいれいしょの場合
技術			対象作物名： 技 術 名：
ポイント合計			

麦・大豆は水田・畑の拡大面積がある場合には、それぞれ記載すること。

**第 7 作付拡大の方法について(該当する場合 にしを記載)**

米の生産調整強化への対応

不作付地への作付拡大

経営面積の拡大

農外からの新規参入

地方農政局長が特に認める者

## 第8 助成対象面積の算出方法について（該当する場合 にしを記載）

- 平成21年度の担い手経営革新促進事業並びに水田等有効活用促進対策事業に参加している場合・・・（別紙1）を提出すること
- 平成21年度の担い手経営革新促進事業並びに水田等有効活用促進対策事業に参加していない場合・・・（別紙2）を提出すること
- 平成21年度以降に農外から新規参入した場合・・・（別紙3）を提出すること
- 地方農政局長等の特に認める者の場合・・・（別紙4）を提出すること

### 添付書類

- ・ は種前契約の締結等を確認できる書類（は種前契約書の写し）

### 本申請書に係る個人情報の取り扱いについて

地域協議会は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、作付拡大条件不利補正対策事業に係る交付事務及び連絡のために利用します。

また、申請者の関係する農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先、登録検査機関、都道府県担い手育成総合支援協議会の構成機関、市町村担い手育成総合支援協議会の構成機関、都道府県水田農業推進協議会の構成機関、地域水田農業推進協議会の構成機関及び国の関係機関へ申請内容を確認するために提供する場合があります。さらに、本申請に係る氏名、テータ等については、別途公表する場合があります。

### 作付拡大営農計画書及び助成金の取り扱いについて

協議会が行った助成要件等の確認結果に基づき、提出した作付拡大営農計画書の内容を訂正する場合があります。

助成金の交付を受けた後であっても、助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、助成金の返還が生じることがあります。

なお、本申請書を提出された場合は、個人情報の取扱い及び作付拡大営農計画書及び助成金の取り扱いについて同意したものと取り扱います。

第9 作付状況について

入力欄

整理NO.

延べ作付面積	
21年産 (注1)	22年産
<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>

水田(及び畑)の作付状況		
	21年産 (注1)	22年産
麦	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
大豆	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
てん菜	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
でん粉原料用ばれいしよ	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
その他作物 (注2及び3)	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>

既作付からの作付転換が認められた面積	
	22年産
麦	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
大豆	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
てん菜	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>
でん粉原料用ばれいしよ	<input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/> m <sup>2</sup>

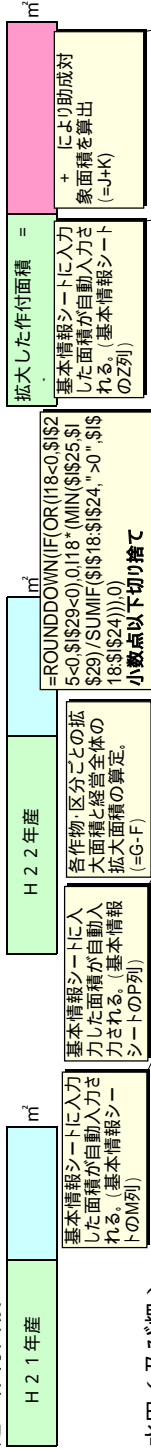
- (注) 1 平成21年度の担い手経営革新促進事業並びに水田等有効活用促進対策事業に参加していない農業者にあつては、18年産の作付面積を記入すること。  
 2 その他作物の作付面積については、平成22年産の作付面積が平成21年産と比べて減少している場合のみ記入すること。  
 3 その他作物とは、以下の作物以外の作物をいう。

- ・特定対象農産物(麦(ビール麦を除く)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ)
- ・緑肥、景観形成作物
- ・主食用米

# 作付拡大条件不利補正対策事業の作付拡大面積の算出シート（拡大用）

□ : は基本情報シートで入力した数字が反映されるセル  
 □ : は自動計算されるセル

## (1) 延べ作付面積



## (2) 水田（及び畑）

区分	21年産	22年産	拡大面積	補正後の拡大面積	作付転換を認められた面積	助成対象面積
A 麦			=	#DIV/0!		= + #DIV/0!
B 大豆				#DIV/0!		#DIV/0!
C てん菜				#DIV/0!		#DIV/0!
D でん粉原料用ばれいしょ				#DIV/0!		#DIV/0!
E 小計(A・Dの合計)			ア	#DIV/0!		#DIV/0!
F その他作物					助成面積計	
G 小計(E+F)			イ			

# 作付拡大条件不利補正対策事業の作付拡大面積の算出シート（減少用）

: は基本情報シートで入力した数字が反映されるセル  
 : は自動計算されるセル

## (1) 延べ作付面積



## (2) 水田（及び畑）

区分	21年産	22年産	拡大面積	補正後の減少面積	作付転換を認められた面積	減少面積
A 麦			=			= + #DIV/0!
B 大豆				#DIV/0!		#DIV/0!
C てん菜				#DIV/0!		#DIV/0!
D でん粉原料用ばいじょ				#DIV/0!		#DIV/0!
E 小計(A-Dの合計)		ア		#DIV/0!	減少面積計	#DIV/0!
F その他作物						
G 小計(E+F)		イ				

(別紙 1) 平成21年度の担い手経営革新促進事業又は水田等有効活用促進対策事業に参加している場合

区分	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	対象作物 計
平成21年度担い手経営革新促進事業助成対象面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 0
平成21年度水田等有効活用促進対策事業助成対象面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 0
平成21年度から平成22年度にかけての作付拡大面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 0
平成22年度における期間生産平均面積の移動分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 0
助成対象見込面積 ( + + . )	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0

てん菜・でん粉原料用ばれいしょは北海道のみ該当の麦については麦種ごとに拡大した面積の範囲内で配分すること。  
 について対象作物の作付面積が減少している場合には減少面積(マイナス値)を記入すること。

**添付書類**

- ・平成21年度及び平成22年度の作付面積を確認できる書類(水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)の営農計画書の写し、戸別所得補償モデル対策の交付金にかかる作付確認依頼書の写し、共済掛金賦課金納入告知書等の写し等)
- ・平成21年度までの作付拡大面積を確認できる書類(食料自給力向上緊急生産拡大対策事業の作付拡大営農計画書の写し、担い手経営革新促進事業の加入申請書の写しもしくは実績報告書の写し、水田等有効活用促進対策事業の作付拡大営農計画書の写し等)



(別紙2) 平成21年度の担い手経営革新促進事業並びに水田等有効活用促進対策事業に参加していない場合

区分	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	対象作物 計
平成19年産以降、平成22年産までの作付拡大面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
平成19年産以降、平成22年産までの期間生産平均面積の移動分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
助成対象見込面積( )	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 0

てん菜・でん粉原料用ばれいしよは北海道のみ該当の麦については麦種ごとに拡大した面積の範囲内で配分すること。  
 について対象作物の作付面積が減少している場合には減少面積(マイナス値)を記入すること。

**添付書類**

- 平成18年産及び平成22年産の作付面積を確認できる書類(水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)の営農計画書の写し、戸別所得補償モデル対策の交付金にかかる作付確認依頼書の写し、共済掛金賦課金納入告知書等の写し等)

(別紙3) 平成22年産以降に農外から新規参入した場合

区分	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	対象作物計
平成22年産の作付拡大面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> (7)	m <sup>2</sup>
てん菜・でん粉原料用ばれいしよは北海道のみ該当								0

保有する見込  
期間平均生産面積 (1) m<sup>2</sup>

(7)-(1) m<sup>2</sup>

区分	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	対象作物計
助成対象見込面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
								0

(注)助成対象見込み面積は、(7)-(1)の面積を各特定対象農産物の22年産作付面積の範囲内で分配する。

添付書類

- ・ 新規参入であることを証明する書類(市町村農業委員会が新規参入であることを証明する書類(別紙))
- ・ 平成22年産の作付面積を確認できる書類(戸別所得補償モデル対策の交付金にかかる作付確認依頼書の写し、共済掛金賦課金納入告知書等の写し等)

(別紙4) 地方農政局長が特に認める者の場合

地方農政局長が特に認める者の内容	
------------------	--

区分	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	対象作物計
助成対象見込面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

てん菜・でん粉原料用ばれいしよは北海道のみ該当  
 (注) 具体的計画を有していない場合は、見込みの面積を記入する。

**添付書類**

- ・ 18年産の作付面積が確認できる書類（共済掛金賦課金納入告知書の写し等）
- ・ 災害、土地改良事業等により収穫が皆無であったことを証明する書類（災害：農業共済組合等（水田・畑作経営所得安定対策実施要領別紙3の3の(2)のイの(イ)と同じ。）の長による収穫皆無となったことを証する書類）、土地改良事業：当該事業の実施計画書の写し等）
- ・ 物名、収穫皆無となった農地の地名・地番が記載されているものに限る）（農業協同組合等において証明できない場合は、市町村又は農業協同組合による収穫皆無となったことを証する書類）、土地改良事業：当該事業の実施計画書の写し等）